

論文

関東大震災後の罹災者収容バラックと 三井諸会社による活動の位置づけ

田 中 傑
TANAKA Masaru

0 はじめに

本稿の目的

本稿は関東大震災（1923 年）における罹災者に対する各種の救護活動において、「三井諸会社」が⁽¹⁾とった行動がどのような位置づけにあったのかを、それらの提供した「罹災者収容バラック」に着目して明らかにすることを目的としている。

本稿で用いた資料

本稿では財団法人三井文庫（以下、三井文庫と略す）によって保管されてきた三井諸会社による罹災者収容バラック建設事業に関する記録のほか、三井諸会社を含めた罹災者収容活動の全体像を伝える公刊資料（『東京震災録』や三井諸会社がバラックを建設した各区の区史など）を用いた。

用語「バラック」の定義

バラックという言葉には現在、「簡易かつ安価な構造の建築物」という意味が込められている。本稿で取りあげた公的主体が建設した罹災者収容シェルターや、それと同時期に罹災者が自ら焼け跡の廃材や配給の材料を用いて建設した掘っ建て小屋は、まさにそうしたバラックの典型例（図 2、後掲）である。ところが、1923 年 9 月のバラック令（後述）を読んで、そこに記された「仮設建築物（バラックの意）」という言葉解釈してみると、それは「簡易かつ安価な構造の建築物」というような具体的（積極的）な意味ではなく、「法律にしたがわなくてよい建築物」という抽象的（消極的）な意味であることに気づく。「法律にしたがわなくてよい」ということは、結果として「法律の水準を下回る場合」と「法律の水準を達成している場合」の両方を含むことになるのである。本稿では「バラック」という言葉を「簡易かつ安価な構造の建築物」という意味で用いるが、当時の言葉としてはもっと広い意味で用いられるのが一般的であったことを断っておく。⁽²⁾

1 公設バラックの建設・撤去の経緯

罹災者の避難行動

東京市内において 1923 年 9 月 1 日午前 11 時 58 分に発生した関東大震災における振動（震害）と



図1 大阪毎日新聞社編（1923）、関東大震災画報、第1輯所載、『宮城前に避難した東京日日新聞編輯局（東京）』

それに続く火災（火害）によって失われた家屋は31万余戸で、これは震災時点の44万余戸の7割強に相当した。

それらの家屋に居住していたひとびとは家屋を震害で失い、あるいは家屋を飲み込まんとする火災に追われながら、東京市内の大規模な空地、すなわち宮城（皇居）外苑や各公園、広幅員の道路敷や広場、学校や官公衙の敷地、社寺境内地、さらには本稿後半で取りあげる三井家のような華族・富豪の邸宅地へと逃げ込んだ（図1）。

靖国神社の境内に逃げ込んだ避難民の状況を記した次のような記録が残されている。

「此処は神田方面の避難者や其の家財、家具やらで、荷物の車と人の押し合ふ波で、流石に広い彼の境内も充満であつた。親子相亡うて互に探し合つてゐる者、何町の何某と大声で呼び歩く者、或は失うたる人々の姓名を大旗に記して担ぎ歩く者、騒然、雑然、盛りくり返すやうな大混雑である。」⁽³⁾

罹災者の一次収容（公共建築・天幕など）

こうした状況の中、政府は「罹災者救護と安寧秩序保持」を目的とし、「一面中央救護機関を設け、一面中央警備機関を置」いた。⁽⁴⁾ 前者が臨時震災救護事務局⁽⁵⁾、後者が戒厳司令部⁽⁶⁾である。

臨時震災救護事務局は総裁に内閣総理大臣、副総裁に内務大臣、参与に関係各省次官、内務省社会局長官、警視総監、東京府知事、神奈川県知事、東京市長、横浜市長、また委員事務官に関係各省府⁽⁷⁾の高等官などが任じられたことに見られるように、各省と戒厳司令部との間の連絡を行う「対災施設⁽⁸⁾の総司令部」であった。

救護の第一に着手されたのは「罹災者を雨露から守る」ことであった。この目的のため、まず学校、官公衙、社寺などの公共建物、あるいは家族富豪などの大邸宅を開放させて罹災者を収容させる一方、9月の半ばにかけて天幕（テント）避難所を臨時震災救護事務局や東京市などが宮城前広場、明治神宮外苑、月島などに設営した。この天幕避難所について、

「これらの避難所に於ける彼れら（引用、ママ）の生活（註、9月8日の東京市調査課による人口・避難民調査に基づく）は各自やけ残りのブリキや、寄せ集めの木材で小屋を立てて居る……（中略）……要するに罹災者の大部分は落ちつく所に落ちついて居る模様である。日比谷公園を始めその他の空地にバラック、テントを張つてもはいる（傍点、筆者）者がなく、皆ガラ空である。また一時はいつた者でも出て行きつつある状態である。テントやバラックにはいら⁽⁹⁾ないのは各自が建てた自分の小屋が家族的で、かつ呑気でよいといふのである。」

という記録が残されている。同記録は奥付によれば震災と同じ年の12月に刊行された文献に掲載されているから、引用箇所にある「皆ガラ空」という部分は誇張表現であるにしても、罹災者が「各自が建てた」空間を確保したかった点は真実の一端であろう（図2）。

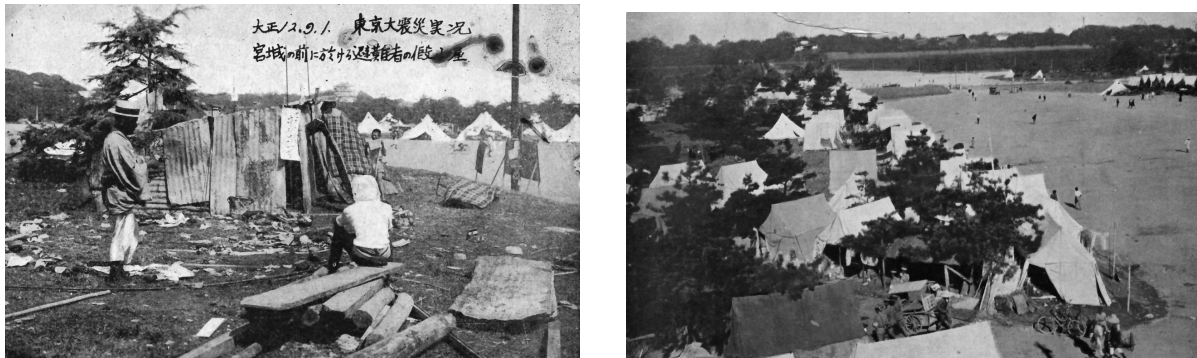


図2 東京大震災実況；宮城の前に於ける避難者の仮小屋（左），帝都大震災後に於ける罹災民宮城前のテント村（右）

公助と自助の分化

罹災者たちは「丸ノ内，日比谷，芝上野，浅草，牛ヶ淵各公園，靖国神社境内，帝国大学，第一高等学校」などの避難者密集地から「縁辺を尋ねて郷里に帰るあり，他の避難所に赴くあり，他の避難所に赴くあり，仮小屋を造りて（引用補，罹災前の住所に，以下同）復帰」と次第に移動していったが，中には「更にバラックを急造し，若くは公設バラックに入りて，固定的態度（引用註，避難者密集地から移動しない意）⁽¹⁰⁾に出るもの（が）尚数千人」あったという。

この時点で，東京に残留した罹災者たちの避難生活の場所は1）自ら建設したバラック（建設場所が罹災前の住所か避難者密集地かの別は問わない）と，2）公設バラック（次節で詳述）とに大別されることとなった。公助による生活再建のスキームと，自助による生活再建のスキームとがここで一旦，分化したのである（最終的には大多数の罹災者は自助によるスキームへと収斂されていく）。バラックの建設は行政当局による建築のコントロール（市街地建築物法の施行）が停止された9月17日以降，『東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域内ニ於ケル仮設建築物等ニ関スル件』，いわゆるバラック令（1923年9月16日勅令第414号）によって市街地建築物法の適用を猶予されるというお墨付きのもとで進められていく。

罹災者が自らバラックを建設するに際しては，各種の資材が当局から配給されたものの，多くのバラックは焼け跡の様々な「材料」，例えば木材やトタン板などを組み合わせたもので建てられ，それら「……（公設）バラックよりも粗悪なる仮小屋」での生活は「野宿同様」とも傍目にはみえたが，「……此等（引用註，粗悪なる仮小屋に住む人々）は皆附近の住民にして学校等に多数雑居するよりも寧ろ此の生活を希望するものにして固より不良性を帯ぶるものに非ず……」⁽¹¹⁾と肯定的に捉えている区議会議員からの報告も記録されている（本郷区会協議会，住宅に関する委員会）。

以後，避難者密集地や私有地を不法占拠してバラックを建てた場合は別として，この「自ら建設したバラック（あるいは「民間が建設したバラックを賃借」）」と「公設バラック」とにそれぞれ住み着いた人々は，それぞれに自らの居所で生活を再建させていった。本稿は以下，後者，すなわち公助として供給された住宅建築を中心に記述を進める。

罹災者の二次収容（公設バラック）

「罹災者収容上第二次計画」として罹災者収容バラック、いわゆる公設バラックが各所に建設された。これらには1) 公費で建設したもの、2) 社会事業団体および個人が建設・経営したもの、3) 社会事業団体および個人が建設し、公署に寄附したものがあつた。⁽¹²⁾「公設バラック」と呼ばれながら、実際には社会事業団体および個人が建設かつ経営していたものが含まれる点に留意が必要である（経営＝管理も公は関与しない）。建設地は国公有地の外、民有地も含まれていた。

『東京震災録（前）』によれば、このうち「公費で建設されたバラック」としては9月4日に臨時震災救護事務局（同局の直営）と東京府が、7日に警視庁が、9日に東京市がそれぞれ着手し、竣工とともに罹災者の収容を開始したものが存在した⁽¹³⁾（図3）。⁽¹⁴⁾それらの建設に際しては、内務省の管轄下にある警視庁と東京府に対しては臨時震災救護事務局からの委任、自治団体たる東京市との間には同局との協定という形で、それぞれの建設場所や供給規模に関する調整がなされていた。⁽¹⁵⁾

また、同書は「社会事業団体および個人が建設・経営したバラック」としては日本橋区や四谷区、三井家、岩崎家によるものが、また「社会事業団体および個人が建設し、公署に寄附したバラック」としては三井合名会社や関西府郡連合会、兵庫県および神戸市によるものがあつたと記録している。⁽¹⁶⁾もっとも、同書の記述は公私団体や個人が建設したバラックを十分に把握したものではない。それは、例えば実業家・渡辺治右衛門（渡辺銀行）が「……（小石川区）関口町にバラックを建設し、（同）音羽町新坂下の家屋をバラック収容所として、是等罹災者の収容を行つた」事実を、東京市役所（1926b）が「渡辺バラック」として言及したにも関わらず、これを先述の「社会事業団体および個人が建設・経営したバラック」あるいは「社会事業団体および個人が建設し、公署に寄附したバラック」のなかにカウントしなかったことから明らかである。渡辺の罹災者収容行為については、東京市役所（1927）、前掲書、第3章東京市民の活動、p.812.にも紹介がある。なお、この「渡辺バラック」は「市営バラック」のうち「各区バラック」と呼ばれていたもので、東京市が管理をしていた。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾



図3 大阪毎日新聞社編（1923）、関東大震災画報、第2輯所載、『日比谷公園内の避難小屋（東京）』

公設バラックの撤去

これら公設バラックは国公有地、社寺境内地（当時は社寺有と国有の各境内が併存）、さらには本稿で後に詳述する三井家のバラックにみられるような私有地に建設されていた。罹災者をバラックに収容する際、「……罹災者の貧富若くは職業状態に依りて区別するの余裕」がなかったため、当然、⁽²¹⁾収容者の生活レベルは様々で、その多数はやがて公設バラックを退居し、上述した「自助」のスキー

ム（自ら家屋を建てるか、借家を見つけて転居する）へと移行したのだが、一部は公設バラックから退居できず、長期にわたって居座らざるを得ない状況に至った。公設バラックの撤去の遅延は区画整理事業の施行を阻害する。このため、公設バラックに残留していた人々の受け皿を東京府、東京市が「小住宅」、同潤会が「仮住宅」として建設・供給した。もっとも、思惑は外れ、小住宅あるいは仮住宅の立地が悪かったり、その竣工が公設バラックの撤去開始に間に合わなかったため、当初の目論見通りの収容は叶わなかったという。⁽²²⁾

2 富豪たちと震災

富豪たちの救護活動

ここで、富豪と呼ばれる人々が関東大震災に際してどのような行動を取ったのか、いくつかの事例を通じて見てみたい。

はじめは本稿後半で取りあげる三井家と並び称される岩崎家（三菱）に関する記録である。

「男爵岩崎久弥（本郷区龍岡町）大震当日邸内非常門裏門等を悉く開放し、避難者をして、自在に出入りせしめ、一時其数万を以て算したりしも、二日夕刻より三日早暁にかけ、上野広小路より池之端仲町通、湯島天神町一帯に亘れる猛火は邸内避難者に危懼の念を懐かしめ、陸続根津駒込方面に退散し、三日朝には一千三百余名に減じ、其後次第に各方面に退却し、最後まで残留したるは二百九十九名なりき、此等の人々は湯島霊雲寺焼跡及大根畑に建設したる、⁽²³⁾「バラック」に十月八日を以て一斉に移転す、其際各人に慰問袋、菓子、蠟燭、晝表等を贈り、又移転に関し諸事便宜を計れり。」

同家ではこのような罹災者の収容のほか、糧食、寝具、衣類などの提供も行った。⁽²⁴⁾
次に取りあげるのは貿易商の田中平八に関する新聞報道である。

「避難民が謝意の記念碑

芝区葺手町の実業家田中平八氏邸内のバラック田中村に居住する巴町、葺手町等の居住者であつた村民約三百五十名は震災当時田中氏が其の邸内を開放し且つ出費して六棟三十一戸の完全なるバラックを建築し病室、湯殿、事務室等の設備までして罹災者に提供された義侠心を感謝する為に田中邸内の一隅に過半大木遠吉伯執筆の震災遭難記念碑の文字を現した御影石製の震災記念碑を建立したが尚今一日の思出深い震災一周年当日には田中邸内で盛大に園遊会を開催し田中氏を主賓に恐ろしかりし日の記憶に心の帯をひきしめながら一日を心ゆく迄楽しみ感謝の意を表する筈だとあるが近頃の美談である。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

こうした富豪の行動は、程度の差はあれど一般的にみられたものであったことが『東京震災録 別輯第三章東京市民の活動第六節個人の活動』の記述から判る。もっとも、その情報は各家からの回答に基づくものであり、次に掲げる村井吉兵衛（民営時代のタバコ王、銀行家）に関する記録では別の⁽²⁷⁾

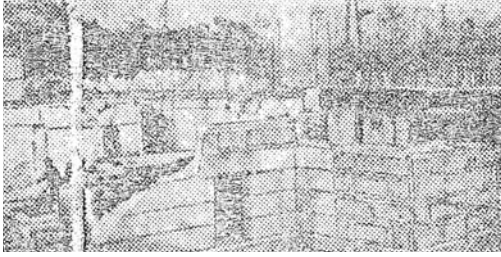


図4 番町の焼け跡

記録との矛盾が見られるなど、そのまま受け入れるべきではないかも知れない。

「村井吉兵衛（麴町区永田町）邸内西洋館及其他の建物に避難民二百余名を収容し、衣食を給し、附近の罹災者並に避難者へ炊出を為し、或は飯米を与へ、又日本橋畔に給水設備を為し、日々無数の通行

者に飲用水を給す（以下略）⁽²⁸⁾」

富豪たちとメディアの視線

村井は上述の救済事業のほか、各地、各団体への金銭の寄付、さらに1925年に至るまで自邸西洋館全体を帝都復興院、同院を継承した復興局に「奉仕的に提供⁽²⁹⁾」したとされているが、毒舌で知られるジャーナリスト宮武外骨が編集していた『震災画報』の第1冊目には次のような記述が見られる。

「▲村井ケチペイの馬鹿野郎 麴町区永田町に火が移った時附近の居住者は我れ先きにと庭園の広い近傍の大家に避難し、其中の一団は同町の高台にある村井吉兵衛方の門前へ押寄せたが、村井方では早くもそれと知つて門を閉め、断じて邸内へ入れない事としたので、避難者の群集は異口同音に村井を罵り、「ヤーイ村井のケチペイの馬鹿野郎」などと言囃す者もあつて、今では其附近の子供までが之を真似て呼んで居る。⁽³⁰⁾」

『東京震災録（既述のように、その内容は各主体からの自己申告に基づく）』と『震災画報』、いずれの記述が真なりと断じることとはできないが、ここからは罹災者たちが自らの惨めな境遇と、家屋敷がそのまま残った富豪の強運との対比を恨めしく思っていたことが少なくとも判る。

村井は強運だったが、富豪たちの邸にも庶民の住まいと同様の運命をたどったものが少なくない。次に掲げる新聞記事では富豪たちの不幸を『気味が悪い』と感じる視線と、焼け出されてなお「お高くとまっている」と妬く視線とが交錯している。

「……上二番町は五味坂上の三井男の堂々たる白亜館も今はなく元園町、上下一番町に番町、五番町、六番町一帯マバラに建つたバラツクの店も『お得意のお屋敷が一軒残らず焼けたものですから……』と淋しさうだ、それは富豪とか貴族と羨ましがられた身は、このゴタゴタの際急いで焼け跡に立戻る必要なく『一家無事立退き先大崎別邸』『……当方東中野の別邸』などの標示を立てて何れも焼け跡の周囲に嚴重な囲を繞らただけで納まり返つて居るのだ、それでも当時の門は近寄つてさへ請願巡査に叱られ、某伯爵邸の焼け跡は子供達の風揚げ場となり某男爵邸の庭園には焼けた亜鉛板の掘立小屋を建てて行く処のない避難民が我が物顔に住んで居やうと云ふ⁽³¹⁾……」（図4）

番町界隈に居住していた伯爵家には井伊直忠（一番町）、金子堅太郎（同）、加藤高明（下二番町）

の各家が、男爵家には記事中で言及された三井高精（上二番町，室町家）家のほか，肝付兼英（下二番町，海軍中将 肝付兼行＝小松帯刀の甥＝の子）家などがあった。

3 三井諸会社による救護活動

三井救済事業委員会

三井文庫には『大震災ト三井家ノ救済事業』（整理番号一特 659）と題される資料が残されている。同資料が「……三井家ニテハ瞬時モ措クヘキニアラスト直ニ合名，銀行，物産，鉱山，東神倉庫ノ各社ヨリ選任シテ」組織したと伝えるのが「三井救済事業委員会」である。

同資料に記された同委員会の機構とメンバーは下記の通りである。各委員の所属は略歴を判明した範囲⁽³²⁾で註記した。

- 委員長 団琢磨（註，三井合名理事長） 副委員長 小林正直（註，三井物産取締役）
- 委員 南条金雄（註，三井物産） 奥村久郎（註，東神倉庫） 七海兵吉（註，三井鉱山）
門野鍊八郎（註，東神倉庫） 阪井徳太郎（註，三井合名，外務省と強い結びつき，キリスト教徒）大島雅太郎（註，三井合名，古書収集家） 玉木懿夫（註，三井合名） 広島外蔵（註，三井銀行） 長谷川数衛（不明） 森 忠雄（註，三井銀行） *最吉（一文字，判読不能） 矢野亮一（註，三井合名，不動産課長）
- 補助員 松樹武一郎（三井鉱山） 山口宗治（三井鉱山） 坂本正道（三井鉱山） 松原誠吾（東神倉庫） 石田六郎（東神倉庫） 阪本英太郎（三井銀行） 鈴木幹（三井銀行） 田伏喜三郎（三井銀行） 手島瀛行（三井銀行） 岡田武治郎（三井合名） 鹿島直房（三井合名） 奥住愛三（三井合名） 高瀬源一郎（三井合名） 大西儀八（三井合名） 駒田民造（三井合名） 小笹辰之助（東神倉庫）
長岡秀国（東神倉庫） 田北隆美（東神倉庫） 浜野文治郎（三井合名） 漆山雅喜（三井合名，今井町出張） 浜龍彦（三井合名，今井町出張） 吉良円平（三井合名，今井町出張） 金万喜人（三井合名） 須藤政夫（三井合名） 西村清介（三井合名） 原盛栄（三井物産） 湯村富次郎（三井合名）
- 救護部 〈委員〉七海兵吉 門野鍊八郎 〈補助員〉松樹武一郎 山口宗治 坂本正道 松原誠吾 石田六郎
- 会計部 〈委員〉長谷川数衛 森 忠雄 広島外蔵 〈補助員〉阪本英太郎 鈴木幹 田伏喜三郎 手島瀛行 岡田武治郎
- 建築部 〈委員〉矢野亮一 奥村久郎 〈補助員〉鹿島直房 奥住愛三 高瀬源一郎 大西儀八 駒田民造 小笹辰之助 長岡秀国 田北隆美 浜野文治郎
- 庶務部 〈委員〉大島雅太郎 *最吉 〈補助員〉金万喜人 須藤政夫 西村清介
- 食料部 〈委員〉南条金雄 〈補助員〉原盛栄
- 情報部 〈委員〉阪井徳太郎 玉木懿夫 〈補助員〉湯村富次郎

この名簿をみると、救護部には三井鉱山と東神倉庫（のちの三井倉庫）、会計部には三井合名と三井銀行、建築部には三井合名、東神倉庫、庶務部には三井合名、食料部には三井物産、情報部には三井合名からと、各部署の職務内容や取扱品目の点で関係の深い三井諸会社から委員および補助員の入選がなされていたことが判る。また、今井町三井邸に出張とされた漆山雅喜、浜龍彦、吉良円平の3名の補助員が三井救済事業委員会において特定の「部」に配属されていなかったこと、政府関係者に強いパイプを有する阪井徳太郎が情報部に配されている点も注目される。

なお、この「三井救済事業委員会」という名称は一般にはあまり用いられなかった模様で、前掲『大地震ト三井家ノ救済事業』や自己申告に基づいて記述された『東京震災録 別輯』⁽³³⁾、そして三井文庫所蔵の資料に依拠した『三井集会所——有楽町から札幌まで——』⁽³⁴⁾といういわば身内からの記述を除けば、同委員会を意味するとみられる組織に関して不正確な名称で言及する文献や新聞記事が若干存在するのみで、「三井諸会社」からの自己申告に基づく『東京震災録 別輯』においても「……三井合名、三井銀行、三井物産、三井鉱山、東神倉庫等の職員を督励し、部署⁽³⁵⁾を定めて応急救済に全力を傾注し⁽³⁶⁾（傍点、筆者）」⁽³⁷⁾たという表現がなされており、いずれにも「三井救済事業委員会」という名称はみられない。このため、同委員会は実体としては存在しない連絡組織にすぎなかった可能性が指摘できる。

三井救済事業委員会の活動

同資料には三井救済事業委員会が組織されたのがいつであったのか、明記はない。しかし、以下の記述をみる限りでは、9月2日以降、同5日以前であったことが判る。

「物資ノ配給 是レヨリ先三井物産本店ハ帝都ノ火炎尚ホ余威ヲ逞ウセル九月二日無線電信ヲ以テ大阪神戸ノ支店ニ対シ直ニ糧食其他ヲ蒐集廻送スヘキコトヲ命シタレハ……（以下略、傍点、筆者）」

「（三井物産所有の榛名山丸が）「……前記物資ヲ満載ノ上……（中略）五日品川沖ニ入港シ……（中略）……三井救済本部ヨリ東京府ニ寄付……（後略、傍点、筆者）」⁽³⁸⁾

三井諸会社（三井救済事業委員会の組織以前）は上述したように関西や名古屋で食料や衣類、燃料、その他生活関連用具を調達し、それらを臨時震災救護事務局（国）や諸官庁、各区役所、各病院、救世軍などに寄贈したが、これとは別にやはり9月2日から罹災者の仮住居を供給するために建築用材の買収に着手している。

「……九月二日『バラック』建築用材ノ買収ニ着手シ内務陸軍両大臣ノ諒解ヲ得タル上地所ノ選定ニ従ヒ左ノ各所ニ順次『バラック』ノ建築ヲ為セリ（後略）」⁽³⁹⁾

この引用における「内務陸軍両大臣ノ諒解」⁽⁴⁰⁾については、『東京震災録別輯』にも記されており、三井諸会社によって建設されたバラック、すなわち「社会事業団体および個人が建設・経営したバラック」あるいは「社会事業団体および個人が建設し、公署に寄附したバラック」（第1章、罹災者の

二次収容（公設バラック）の項を参照）に関しても、「公費で建設されたバラック」と同様に、臨時震災救護事務局あるいはその構成機関との協議を経た上で建設されていたことが判る。

さて、この三井救済事業委員会がその内部で如何なる行動を取っていたかを記録する資料が三井文庫に残されている。それによれば、先述のように臨時震災救護事務局との行動調整（原文によれば「内務陸軍両大臣の諒解」）をした上で、同委員会の建築部（後掲の『竣工引渡書』においては「救済部建築班」）が実際にバラックの建築を行う。そして工事中は建築部（同、「救済部建築班」）の所管であったバラックを、その竣工とともに同委員会（同、「三井救済部」）へと引き渡す。以下は麴町区一番町三井邸内バラックの「竣工引渡書」である。

「 竣工引渡書

一、建築敷地 麴町区一番町三井邸

一、建築名称 木造トタン葺平屋建仮建物

内容左ノ如シ

一、住宅 三棟四拾貳戸 坪数百貳拾六坪

一、便所 四拾六合五勺

一、総坪数 百参拾坪六合五勺

右十月二十八日竣工致候間此段及引渡候也

大正十二年十一月二日

三井救済部 建築班 （矢野サイン）

三井救済部

御中

(41)
」

文中、「矢野」というサインは建築部委員の矢野亮一のものであろう。

その上で、「三井合名会社社長」の名前で臨時震災救護事務局に対してバラックの寄附を願い出るのである。以下の「仮住宅寄附願」は先述の竣工引渡書と同じく、麴町区一番町三井邸内バラックのものである。

「 仮住宅寄附願

一、所在地 東京市麴町区壱番町四拾番地三井高光宅地内

構造 木造トタン葺平屋建仮住宅

総建坪 壱百参拾坪六合五勺

棟数並戸数 参棟外厠参棟 四拾貳戸

右震災罹災者救護用トシテ寄附仕度候間御採納相成度此段

奉願上候也

追而左記二件特ニ御聴許相成度願上候

一、寄附物件ニ付キテハ麴町区役所ノ希望モ有之候ニ付使用後無償ニテ同区役所へ御下渡相成候

様御取計被下度候

二、該仮住宅敷地ニ付テハ他ニ適當ノ土地無之為メ一時応急ノ罹災者收容ノ目的ヲ以テ個人ノ宅
地内ニ建設仕候モノニ有之候從而建物存置期間長期要シ罹災者立退ニ付紛議ヲ生スルカ如キ
コト有之候ハバ誠ニ遺憾ニ候間右事情御裁量被下該建物ニ付キテハ大正拾参年末日迄ニ除去
相叶ヒ候様特別ノ御取計相煩シ度候

以上

大正拾貳年拾壹月拾七日

三井合名会社

社長 男爵 三井八郎右衛門

臨時震災救護事務局

総裁 伯爵 山本権兵衛殿

(42)
」

寄附の出願者が三井合名会社社長であるということは、「三井救済事業委員会」が既に紹介したよ
うに「……三井家ニテハ瞬時モ措クヘキニアラスト直ニ合名、銀行、物産、鉱山、東神倉庫ノ各社ヨ
リ選任シテ（傍点、筆者）⁽⁴³⁾」組織された、同家の私的機関であり、対外的に名乗るのがはばかられた
ためかも知れない。この推察は、『東京震災録 別輯』においても同委員会が「三井諸会社」と表現さ
れたことの説明にもなる。

4 三井諸会社によるバラックの実態

本章では前出、『大震災ト三井家ノ救済事業』に示された、三井諸会社が「内務陸軍両大臣ノ諒解
ヲ得タル上（、）地所ノ選定ニ従ヒ左ノ各所ニ順次」建築したバラックを取りあげ、三井関係者以外
によって編まれた文献のデータとの照合をおこなうことにより、三井諸会社によるバラックの供給事
業が、官公衙に一部の公私団体、個人を加えた、広義の「公設バラック」の供給のなかでどのような
位置を占めていたのかを明らかにしたい。

以下、各バラックの紹介順序とバラック名称は前出、『大震災ト三井家ノ救済事業』に拠る。ま
た、三井文庫所蔵のアルバムから各バラックの写真を示す。これらは建築物の物理的な特徴（木造平
屋建てトタン葺）の点からみれば大差ない写真であるが、バラックの背景や住民の姿などに着目した
各種考察の手掛かりとなった。

麻布区今井町三井邸内

本バラックは麻布区今井町所在の三井八郎右衛門邸（以下、今井町邸、震災では無事）とその周辺
部に建設された。町丁目別には今井町（住棟及び附属建物、26棟、239.50坪、58戸）、三河台町
（同、3棟、52.50坪、5戸）、氷川町（同、6棟、71.50坪、20戸、赤坂区所在）、福吉町（同、10
棟、107.00坪、33戸、赤坂区所在）の4町にわかれて所在していた。⁽⁴⁴⁾ 合計、45棟、470.5坪、116戸
である。『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば、「麻布区今井町三井邸内（のバラック）」は15棟、
399.00坪、96戸とされており、これは先述の4町丁目に分散立地したバラックのうち、次項で述べ⁽⁴⁵⁾

る「赤坂区氷川神社境内（のバラック）」の分を除いた坪数、戸数と一致している。

「麻布今井町三井邸罹災者収容バラック全図」⁽⁴⁶⁾（図5）と1912年の地籍地図および地籍台帳とを照らし合わせると、今井町の敷地は同町39番地（1912年現在の所有者は藤田財閥の藤田伝三郎）、40番地（同、藤田伝三郎）、41番地（同、三井八郎右衛門）および42番地（同、三井八郎右衛門）、三河台町の敷地は同町33番地および

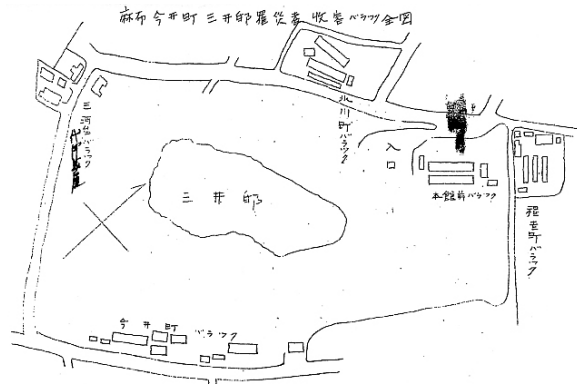


図5 『麻布今井町三井邸罹災者収容バラック全図』

34番地（同、陸軍大将西寛二郎）、そして氷川町の敷地は同町52-7番地（同、氷川神社）、福吉町の敷地は同町1-1番地（同、黒田長成）および3-2番地（同、三井八郎右衛門）に比定される（地籍台帳は大正元年現在、震災は大正12年であるから、この間に所有権が移転した土地も含まれる。石田繁之介（1993）、三井の集会所——有楽町から札幌まで——，p.117.によれば、39番地、40番地は大正中期に三井家によって購入されている.）。

同邸は火災と震動、いずれからの被害も殆ど受けなかったため、『東京震災録中輯』によれば9月12日現在、236人の避難者が屋内避難をしていた。⁽⁴⁸⁾三井の内部資料は本バラックの竣工を1923年9月16日と記録するが、『麻布区史』によれば「……十二日三井八郎右衛門は邸内に自費を以てバラックを建て即日二百二名を収容した（傍点、引用者）」という。⁽⁴⁹⁾竣工の日付および収容者の数に関して若干の相違があるが、発災から10数日目に邸内に屋内避難していた人数とほぼ一致する人員がバラックに収容されたことは判る。⁽⁵⁰⁾

収容された罹災者の数はその後、「……十三年三月末……（中略）……（麻布区内の）三井バラック百六十二名」⁽⁵²⁾となった。同邸に隣接した敷地に建設されたとはいえ、行政区としては隣の赤坂区に位置する氷川町・福吉町の各バラックについては、『赤坂区史』に「（九月）十八日三井家より、氷川町のバラックに於て百二十七人、福吉町のバラックに於て二百人を収容救助中」という届け出があったとする記録⁽⁵³⁾があり、別々にカウントされていた。

本バラックは『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば「木造トタン葺平屋建住宅」⁽⁵⁴⁾であったが、残されている写真（図6、三井文庫所蔵、以下、同）をみると、向かって左手の棟の外壁に波形の金属板（トタン板か）が用いられていたことが判る。



図6 『今井町邸内バラック（399坪）』

なお、今井町、三河台町、氷川町、福吉町の4町にあったバラックはいずれも、三井諸会社が建設したバラックのうち「……（臨時震災救護事務局への）寄附手続差控置」⁽⁵⁵⁾いたもので、三井が独自に管理したため、前章で言及した「仮住宅寄附願」は存在しない。⁽⁵⁶⁾また、「竣工引渡書」も存在しない。

赤坂区氷川神社境内

本バラックについては「今井町三井邸内」バラックの一部として上述した。ここで付記したいのは

その建設の経緯である。

「(避難者が氷川町にやってきて) ……一部は府社氷川神社の拝殿、社務所に充満せり。町内有志は神社の営造物に永く神人同居は(神社の)尊厳を傷くる恐れあらうとなし、隣町麻布区今井町男爵三井八郎右衛門家に懇願して其寄附により神社境内の一隅にバラック二十余戸を建て避難者約二百名を收容し、大正十三年八月末日バラック全部の撤回に至る迄避難者に対し充分の親切を尽せり……⁽⁵⁷⁾ (以下略)」

本バラックは『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば3棟、71.50坪、20⁽⁵⁸⁾戸、一方、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば6棟、71.50坪、20⁽⁵⁹⁾戸であった。本バラックと同日に竣工した先述の今井町三井邸内バラックと同様に、両資料の記録は「棟数」について不一致であるが、これは以下の各事例でみるように、附属屋(便所、炊事場など)を含めてカウントするか否かに起因する⁽⁶⁰⁾と考えられる。

本バラックの写真は発見できなかった。

三井集会所構内(其後取払日比谷公園に移転)

三井集会所は石田(1993)によれば三井財閥各社が重役会議を開いたり、三井家の同族会が年始に集結し、あるいは内外賓客の饗応したり、従業員がクラブ活動をおこなう場として機能しており、その敷地は三井合名会社所有の麴町区有楽町3丁目2番地と7番地であった。同集会所は震災による火害は免れ、西洋館部分は無事残ったが、日本館部分が倒壊した。⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾

前出石田(1993)は「(1923年11月1日付の『三井仮事務所設計図』において)その(仮事務所の)建設予定地には、関東大震災時に健在であった西洋館に接して、四棟ほどの小さな木造建物が建てられていたように見える。しかしそれがなんであったのかについては、どこにも記録がない」とするが、この日本館跡地に建てられていた4棟こそが本項で取りあげる三井集会所構内バラックである。



図7 『有楽町三井集会所内(138坪)』

写真(図7)は被写体に接近して撮影されたものであるため、建物の周囲に洗濯物などの生活臭漂う物品が存在している様子を除けば、得られる情報はあまりないが、背景に黒く、同集会所を日比谷周辺で震災後に発生した火災(この炎で警視庁が焼失している)から守った樹叢が覗いている。

記録によれば、同バラックは4棟、建坪が138.54坪で54戸を構えていた。⁽⁶³⁾ 竣工は今井町三井邸内バラックおよび氷川神社境内バラックと同じ1923年9月16日であった。

再び石田(1993)に拠ると、三井合名会社は1923年10月10日付の議案で「……倒壊した日本館を取り片づけ、その跡地に、焼け出された三井系各事業会社を收容するための、仮設事務所を建設」することの是非を審議した。本バラックの竣工から1か月を経ない

うちに、バラックが建った場所に三井諸会社の仮事務所を建設する方針が浮上したのである。⁽⁶⁴⁾

その後の経緯を、三井文庫所蔵の新聞スクラップブックを用いて辿ってみよう。「三井合名会社仮事務所」関連の記事のうち、もっとも古いものは10月24日付である。

「震災以来三井合名会社は三田綱町別邸（註、現、綱町三井倶楽部）で執務中であつたが日比谷有楽町のバラック竣成と共に来月初め移転する筈」⁽⁶⁵⁾

その「来月初め」も過ぎた11月6日には次のような記事が載った。

「三井合名会社、三井同族会にては来る十二日頃三田綱町の仮事務所を引払い日比谷有楽町のバラックに移転する筈」⁽⁶⁶⁾

この時点で移転計画には当初の予定に比べて一週間程度の遅延が生じていたが、これは誤差の範囲とみなせる。

しかし、その後も計画はなかなか進捗せず、「来る十二日頃」を過ぎた11月16日、さらに一週間、遅延するという内容の記事が載った。

「三田綱町の三井合名会社仮事務所は修築工事の都合で来廿三日頃日比谷有楽町三井集会所内に移転する筈」⁽⁶⁷⁾（傍点、筆者）

結局、仮事務所が竣工し、移転計画が完了したのは三たび、一週間の遅延をした12月に入ってからのことであった。

「三田綱町の仮事務所三井合名会社は日比谷有楽町の修築工事落成につき来十二月一日移転する筈」⁽⁶⁸⁾

スクラップブックに収められた関連記事は以上である。この移転計画は当初の予定（11月12日）に比べて3週間以上遅れて実現した。この遅延の理由は、引用記事中では「修築工事の都合」とされている。この「都合」という言葉には、震災当時の建設資材や労働力の払底、仮事務所の設計や建設工事に関する技術的な問題など、様々な要因が込められているのだろうが、そこにバラック住民の立退き問題も絡んでいた可能性を示唆する次のような資料が存在する。

「嘆願書

一 今回の災害に罹りたる有楽町住民の一部たる吾々は当初より貴下の厚き御同情に依り全避難民中尤も（ママ）幸福なる生活を送らるるを得たるハ一同の深く感謝致す処に有之候然るに昨今御貴家御事業御経営の御都合に依り当バラックも近日中に御取壊しの御予定にて至急一同退居する様との御通知に接し候は誠に御事情万止を得ざる儀と存申候勿論之に対し些かの拒むべき理由

毛頭無之一同も速かに之れを明け渡し早速退居可致を正道と信じ申候されど吾人が目前の困難とする処はここに建つべき場所を有すれども作るべき材料入手の見当相付かず今に寸前暗黒の状態に有之候就てハここに重ねて御同情を仰ぎ度甚だ厚顔なる申出とは存候へ共万一バラツク用材料御持合せ御座候はば一戸に対して幾坪かづつか（人数にでも比例し）現時相当の値段にて御払ひ下げ義相叶ひ申間敷候や此際何卒特別の御詮議をもつて右願ひ御聞入れ下され度さ候へ退居の期日も速かなるべく又吾人一同此上なき仕合と存申候甚だ申上様もなき勝手の義とは存じ候へ共ここに実情を吐して一同嘆願に及び申候也

三井集会所庭内

バラツク居住者一同

総代 光田幸次郎

三井家救済係

御中

(69)
」

この嘆願書は全 33 戸、201 人（本バラックを構成する 54 戸の 6 割に相当）から出されている。嘆願書には日付がないため、いつ時点の話かは不明であるが、6 割の住人が転出を渋っていたことが先述の仮事務所の建設計画に影響しないはずはないだろう。

この嘆願への対応の如何については記録がないが、同バラックは撤去され、三井集会所から目と鼻の先にある日比谷公園内に移設されることとなった。この移設は 1923 年 11 月 23 日（4 棟、77.50 坪、⁽⁷⁰⁾12 戸、内訳は独身者収容所（16 坪）と罹災者避難所（24 坪）、バラック事務所（16.5 坪）、罹災者避難所（21 坪）⁽⁷¹⁾（11 月 23 日付、竣工引渡書）と同 11 月 30 日（2 棟、30.00 坪、11 戸、住棟のみ）に竣工した。⁽⁷²⁾三井集会所内バラックはもともと 4 棟、138.54 坪、54 戸であったから、戸数にして半分弱、坪数にして 8 割弱に規模を縮小された。移設というより、部材を使っただけとみるべきだろう。

日比谷公園内

本バラックは麴町区日比谷公園内に建設された。同公園には内務省直営バラックが 1,186 坪（住棟）と 64 坪（附属屋）の合計 1,250 坪分、警視庁委任バラックが 2,304 坪（住棟）と 160 坪（附属屋）の合計 2,464 坪分、それに東京市直営バラックが 2,970 坪（住棟および附属屋）分、以上の 3 主体合計で 6,684 坪分の公設バラックが建設されていたが、本バラックは「東京市直営バラック」として集計されていたはずで、それは日比谷公園内バラックの 9% 弱（面積ベース）を占めていた。竣工は 1923 年 9 月 16 日である。

『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば、本バラックは 12 棟、583.94 坪、⁽⁷⁴⁾228 戸であったが、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』は 18 棟、583.94 坪、⁽⁷⁵⁾228 戸と伝えている。後者によれば、18 棟の内訳は住棟 12 棟、⁽⁷⁶⁾便所 6 棟であったため、前者が附属建物を集計から除いていたことが判る。

残された写真（図 8）をみると、切妻屋根で建てられていた本バラックの妻壁部分に「罹災者（避

難所)」「三井寄(贈)」と書かれていることが判る。建物が臨時震災救護事務局へと寄附され、その管理が東京市に委ねられたとはいえ、バラックの建設行為が三井諸会社によってなされたことが明示されていたのである。バラックの背後、遠景には愛国生命保険(のちに日本生命と合併)の社屋(現在、日比谷にある日生劇場の敷地)のドーム屋根が覗いている。愛国生命保険社屋との位置関係や日差しの角度を考えると、本バラックが現在の日比谷通りに近いあたりに建設されていたことが判る。

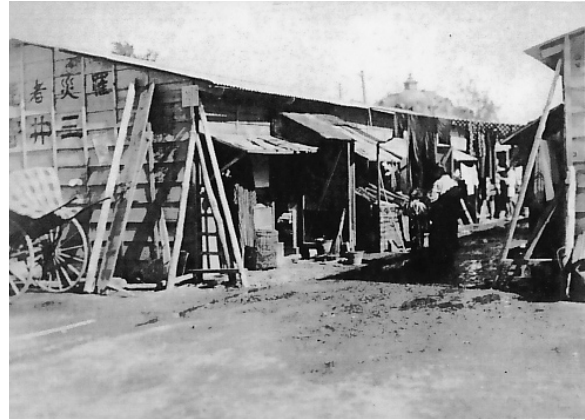


図8 『日比谷公園内バラックの一部』

この写真を見る限り、「……三井集会所及日比谷公園ノ分ヲ内務省義捐部ニ寄贈シタル際立会ノ内務省吏員ハ『バラック』ノ寄贈ハ三井家ヲ以テ嚆矢トシ而カモ立派過キタル程(傍点、筆者)ノモノニテ今日ノ場合尤モ(ママ)重宝ナル寄贈ナリト感謝ノ意ヲ表シタ」という文言をそのまま受け取ることには難しい。この文言を収めた『大震災ト三井家ノ救済事業』の表現には、『東京震災録別輯』における「三井諸会社」の項目における表現と一致する箇所が多数あるため、前者は後者の草稿であった可能性を指摘できるのだが、後者にはこの「立会ノ内務省吏員」に関する記述が見当たらない。「嚆矢」、「立派過キ」という賛辞を掲載することが読者に恩着せがましい印象を与えるのを避けたのであろうか。

なお、前項で述べたように、日比谷公園にはのちに日比谷集会所内から移設されたバラックが1923年11月23日と同30日に竣工したが、これらがどの位置に建設されたかは記録が見つからなかった。

増上寺境内

本バラックは芝区芝公園増上寺境内に建設された。『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば、7棟、181.26坪、66戸であるが、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば9棟、181.26坪、66戸(住棟7棟、便所2棟)⁽⁸⁰⁾であった。ここでも便所を含めたか否かで棟数が異なっただけで、他の数値は一致した。以降で取り上げるバラックに関しては、両資料における棟数の相違を解説しないこととする。竣工は1923年9月16日であった。

当時、国有地であった旧増上寺境内地(増上寺および芝公園)は、同じ芝区にあった芝離宮とともに公設バラックの大規模な建設場所とされた。そして内務省直営分が芝公園に729坪(住棟)と21坪(附属屋)の合計750坪分(ほかに500+50坪を用意中)、東京府委任分が芝公園および芝離



図9 『芝増上寺内バラック(181坪)』

宮に5,264坪（住棟）と165坪（附属屋）の合計5,429坪分、そして東京市直営バラックが6,453坪分建設された。芝公園、増上寺および芝離宮に建設されたバラックの坪数の合計は12,632坪と日比谷公園内に建設された坪数の倍に及んだ。このうち、三井によって建設され、臨時震災救護事務局へ寄附された分は日比谷公園内バラックの場合と同様、東京市直営バラックとして集計されており、面積ベースで12,632坪の1%強を占めた。

増上寺境内バラックの写真（図9）をみると、左手に現在も残る増上寺の三門（三解脱門、重要文化財）が写っており、これらのバラックが本堂正面から三門にかけての一带（本堂の東側）に建設されたことが判る。妻壁部分に「三井寄贈」の文字がうっすらみえるのは日比谷公園内バラックと同様である。

上野公園内

本バラックは下谷区上野公園に建設された。上野公園およびその附属地である池の端一带には、警視庁委任分の4,800坪（住棟）と200坪（附属屋）の合計5,000坪と、東京市直営分の合計5,232坪（名称は「上野池の端」、「上野竹の台」とされる）の合計10,232坪が公設バラックとして建設された。上野公園内一带には、増上寺境内一带には及ばなかったが、日比谷公園を超える規模の公設バラック群が建設されたのである。三井諸会社によって建設された分は日比谷公園、増上寺境内と同様に

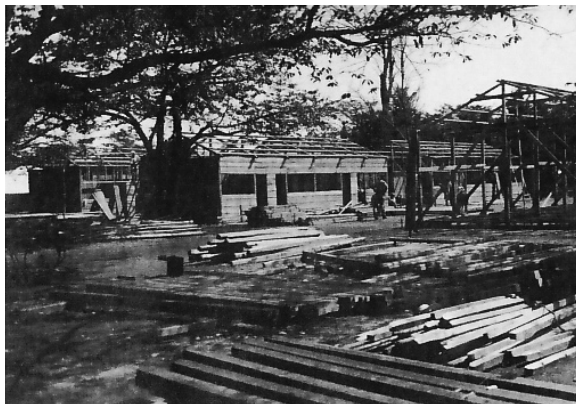


図10 『建築を急きつつある上野公園バラック（445坪）』

東京市直営分に含まれ、全体の4%強（面積ベース）を占めた。

本バラックは『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば17棟、445.50坪、187戸、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば29棟、445.50坪、187戸（内訳は住棟17棟、便所12棟、うち4戸分を託児所として利用し、一戸と扱った（竣工引渡書）⁽⁸³⁾）である。竣工は1923年9月30日であった。

上野公園内バラックの写真（図10）には大樹が何本も写り込んでいる。『下谷区史附録大正震災誌』では三井諸会社によるバラックは「上野公園」⁽⁸⁴⁾に建設されたことになっており、平坦な地形や大樹の繁茂の様子から、竹の台附近（現在、噴水のあ

浅草本願寺境内

本バラックは浅草区松清町浅草本願寺（東本願寺）⁽⁸⁵⁾の境内に建設された。『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば17棟、569.65坪、203戸、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば29棟、569.65坪、203戸（内訳は住棟14棟、便所が12棟、ほかに託児所（1棟）、医療所（1棟）、無料宿泊所（1棟）⁽⁸⁷⁾）で、竣工は1923年10月8日であった。附属屋のうち、無料宿泊所については、同寺作興館（宿泊救護所）の前身として『浅草本願寺史』において紹介されているが、同書にはバラックやその他の附属屋への言及はみられない。⁽⁸⁸⁾

本バラックは臨時震災救護事務局へ寄附され、
 東京市が現場の各区に管理を委ねたが、『東京震
 災録中輯』⁽⁸⁹⁾によれば、「本願寺バラック」は553
 坪とされている。三井側の坪数とは若干のズレが
 存在するが、同寺境内には三井諸会社のみによっ
 てバラックが建設され、それが東京市による公設
 バラックとして経営されていたことが判る。

写真（図 11）では、他のバラックと同様の切
 妻屋根で平屋の建物が写っているが、掲示札や看
 板（中央左、「天ぷ」ら？）が周囲にみられ、商
 業活動が活発であった様子を伝えている。



図 11 『浅草本願寺内バラック（569 坪）』

『大震災ト三井家ノ救済事業』は本バラックの住民から三井男爵に対して感謝状の贈呈があったこ
 とを伝えている。

「浅草本願寺境内三井『バラック』居住ノ罹災者ハ震災後三井家カ住ムニ家ナキ人々ノ為メ逸早
 ク同『バラック』ヲ建設シタルヲ感謝シ加藤安造，増田熊吉，立花鼎一，酒井芳一ノ四氏代表者
 トナリ十一月廿日今井町三井男爵邸ヲ訪問厚ク其好意ヲ謝シ同『バラック』居住世帯百七拾二名
 連署ノ感謝状ヲ贈呈セリ」⁽⁹⁰⁾

本バラックは本願寺の所有地において三井諸会社によって建設され、建設後は臨時震災救護事務局
 へと寄贈された公設バラックである。三井側は土地と建物を所有しておらず、また建物の管理にも関
 与していない。つまり、この感謝状は住民に対して直接の利害関係にない三井側に対して住民から贈
 呈された点において、他のバラックの住民から贈呈された感謝状（後述）とは本質的に異なり、例え
 ば感謝状を贈呈することで立退き期限を猶予させようとたくらんだという穿った見方は成立しない
 （彼ら住民が三井の立場を誤解していた場合は別であるが）。本バラックの住民から贈呈された感謝状
 は彼らの純粋な感謝の気持ちの発露であったと信じることができよう。

府下砂町

本バラックは南葛飾郡砂町の鉄道用地内に建設された。ここでいう「鉄道用地」とは鉄道省による
 国有鉄道の用地（所有は国（鉄道省用地））⁽⁹¹⁾と考えられるが、『東京震災録中輯』、『大正震災志
 (上)』⁽⁹²⁾、『国有鉄道震災誌』⁽⁹³⁾、『城東区史稿』⁽⁹⁴⁾にはいずれも関連した記載がみられなかった。

本バラックは『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば 14 棟、464.26 坪、176 戸⁽⁹⁵⁾、『震災罹災者救護
 用仮住宅並託児所寄附調』によれば 18 棟、464.26 坪、176 戸（内訳は住棟 13 棟、便所が 4 棟、浴場
 が 1 棟（寄附願）⁽⁹⁶⁾）で、竣工後に臨時震災救護事務局へと寄附された。本バラックの特徴として、浴
 場が付設されていたことを指摘できる。これは他のバラックが既成市街地内部に立地し、周辺にある
 公設や私設の浴場施設を利用することが可能な状況にあったのに対し、砂町という郊外部に立地した
 本バラックには、浴場設備を設けることで自己完結性を備える必要があったためと考えられる。竣工

は1923年10月8日である。

石川島三井合名会社敷地内

本バラックは三井銀行所有の京橋区佃島町50, 52, 53, 55, 56番地に建設されたと見られ⁽⁹⁷⁾、『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば8棟、204.42坪、82戸⁽⁹⁸⁾、また『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば「佃島町」と名付けられたバラックが16棟、150.42坪、70戸⁽⁹⁹⁾（内訳は住棟7棟、共同炊事場4棟、便所が5棟）で1923年9月28日に竣工し、「石川嶋」と名付けられたバラックが3棟、54.00坪、12戸⁽¹⁰⁰⁾で1923年10月中旬に竣工した。本バラックには三井諸会社によって建設された他のバラックにはみられない共同炊事場が存在する。

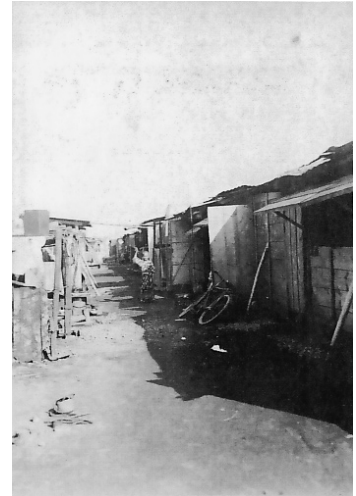


図12 『石川島バラック（54坪）』

坪数に着目すると、『大震災ト三井家ノ救済事業』における「石川島三井合名会社敷地内」バラックが『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』における「佃島町」バラックと「石川嶋」バラックとを合わせたものであったことが判るが、竣工後に臨時震災救護事務局へと寄附されたのは「佃島町」の分のみで、「石川嶋」の分は今井町三井邸内バラックなどと同様、「……（臨時震災救護事務局への）寄附手続差控置候分⁽¹⁰¹⁾」であり、三井が保持し、管理を行っていた。つまり、石川島三井合名会社敷地内には三井側から臨時震災救護事務局に寄附され、同事務局から東京市に委ねられて京橋区が管理していたはずのバラックと、三井側が直接管理していたバラックとが併存していたのである（ただし、寄附された「佃島町」の分に相当する東京市営バラック（京橋区管理）は東京震災録中輯に記載されていない⁽¹⁰²⁾）。

本バラックが竣工した10月中旬、次のような依頼が三井物産石炭部から三井合名会社不動産課長（矢野亮一、「三井救済事業委員会」の建築部委員）になされた。

「大正十二年十月廿日

三井合名会社 石炭部長（註、小林正直、矢野、渡辺、田中茂の各サインあり）

不動産課長殿

拝啓

築地、石川島貯炭場バラックノコト

曩ニ御分譲願上候バラック六〇軒分並ニ

十月五日付弊状ヲ以テ御願申上候石川島人夫用 五四坪（註、図12）

築地大工用 六〇坪

右ハ何レモ当方貯炭場ニ建設致シ弊方人夫及大工ノ罹災者専用トシテ御願申上候モノ

ニシテ東京市ヘ御寄贈ヨリ除外ナシ置キ被下度願上候 早々⁽¹⁰³⁾

この文面にある「石川島人夫用」と「築地大工用」とがいずれも寄附されず、三井の手許に残されたこと、そしてそれらが内部の人間専用として使用する目的で寄附を差し控えたことが判る。

残された写真（図 12）の中央付近にうつる人物（子供）の身長と比較すると、本バラックの軒高が他のバラックに比べて低く、また屋根のトタンが不規則に波打っている様子が窺える。この写真には『石川島バラック（54 坪）』というキャプションがあるので、この粗悪さは「石川島（石川島）」バラックが身内の、それも貯炭場の人夫を収容する目的で建てられたためと考えられる。

京橋区築地（二箇所）

本バラックの建設場所は 2 箇所に分かれていた。一方の建設地は京橋区明石町 63 番地国有地内（築地水上警察署の被災跡地）とはっきりしているが、もう一方の建設地は明記がなく、1912 年当時、三井銀行が所有していた京橋区築地 2 丁目 5-1 番地と推定される。前者の建設に関しては、「……震災ニ因ル一般罹災者臨時救恤ノ為メバラック式建物用地」として「東京税務監督局長加藤守一」が「東京市京橋区明石町所在国有雑種財産貸付ニ関シ三井救済本部建築委員矢野亮一ト左ノ約款ヲ締結（以下略）」し、当該地所を 1923 年 10 月 4 日から一年間を使用させる旨の契約書の控えが残されている。

『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば本バラックは 3 棟、201.00 坪、51 戸⁽¹⁰⁴⁾であったが、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば「築地」バラックが 3 棟、102 坪、19 戸、「築地水上警察署内」バラックが 4 棟、99 坪、32 戸（内訳は住棟が 2 棟に便所が 2 棟⁽¹⁰⁵⁾）とされている。「築地」バラックは 1923 年 10 月下旬竣工⁽¹⁰⁶⁾で、上述の石炭部長による合名不動産課長宛の依頼状にあるように、今井町邸などと同様「……（臨時震災救護事務局への）寄附手続差控置候分」⁽¹⁰⁷⁾であったが、「築地水上警察署内」バラックは 1923 年 10 月 20 日竣工⁽¹⁰⁸⁾で、こちらは寄附さ⁽¹⁰⁹⁾れた。

このうち、三井文庫には「水上警察署内」に建設された分の写真（図 13）が残されており、切妻の平屋建てが並ぶ棟と棟とのあいだに海に向かって排水溝が掘られている様子が判る。こうした排水溝はほかのバラックの写真では目にしなかった。それが撮影アングルの関係で写り込まなかったためなのか、それとも「水上警察署内」バラックのみに特別に整備されたためであったのかは不明である。

本バラックは石川島三井合名会社敷地内バラックと異なり、明石町（水上警察署内バラック）と築地 2 丁目（築地）とに分れて立地していたから、臨時震災救護事務局へ寄附したバラック（水上警察署内、一般市民向け）と、三井が自ら管理にあたったバラック（築地、身内向け）とが一つの敷地に併存することにはならなかった。



図 13 『築地水上警察署内（99 坪）』

麻布区永坂町三井邸内

本バラックは麻布区永坂町 1 番地の三井守之助（永坂町家）の邸宅の敷地内に建設された。永坂町家は 1917 年に同区鳥居坂から移転してきた。同邸はその際に新築されたと考えられ、震災でうけた被害の程度は不明である。

本バラックは『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば 1 棟、29.5 坪、10 戸⁽¹¹¹⁾、『震災罹災者救護用仮



図 14 『麻布永坂町殿邸内 (29坪)』

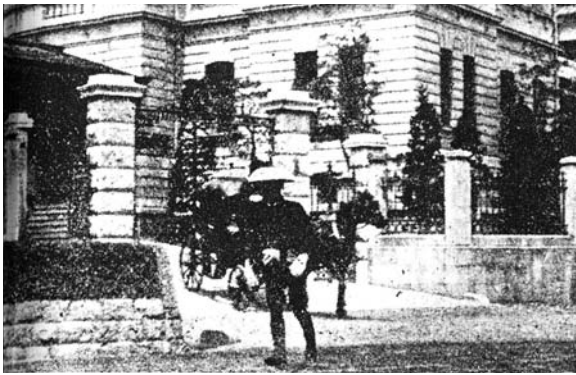


図 15 三井高保邸

住宅並託児所寄附調』によれば2棟, 29.5坪, 10戸で, 供給規模がもっとも小さなバラックである. また, 「……(臨時震災救護事務局への) 寄附⁽¹¹²⁾手続差控置候分」であり, 建設後も三井が独自に管理した.

残された写真(図14)からは, 切妻屋根の木造平屋の建物で, 画面向かって左手に露天の水場が設けられている様子が窺えるのみである.

麴町区上二番町三井邸内

本バラックは麴町区上二番町47番地男爵三井高精⁽¹¹³⁾(室町家)の邸跡に建てられた. 同邸は本稿「第2章 富豪たちとメディアの視線」で取りあげたもので, その震災前の様子は写真(図15)とともに次のように伝えられている.

「上二番町 三井高保邸 47~49番地……

(中略)……高閣中空に聳え修飾の美を尽す⁽¹¹⁴⁾

……(中略)……其の高さ七丈余……(中略)……金光燦として人目を眩ましむ⁽¹¹⁴⁾」

この扱いは, 当時, 今井町に移転前で土手三番町に所在していた三井八郎右衛門(三井総領家)邸が「……三井家の本家なれば邸内の結構いはん方なく修飾の美を尽くせり⁽¹¹⁵⁾」という簡潔に記述されていたことや, 一番町邸が番地と電話の紹介だけで済まされているのと大きく異なる. 男爵, 三井高保は明治中~大正半ばにかけて三井銀行のトップを勤めた人物であった.

その「金光燦として人目を眩まし」めた邸が震災で失われ, その跡地に『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば4棟, 123.60坪, 40戸⁽¹¹⁶⁾, 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば6棟, 123.60坪, 40戸(内訳は住棟が4棟に便所が2棟)⁽¹¹⁷⁾のバラックが建設された. それらは1923年10月28日に竣工すると, 臨時震災救護事務局へと寄贈され, 東京市営バラックのうち麴町区が管理するバラックとして運営されたが, 『東京震災録中輯』は上二番町所在の麴町区管理バラックを⁴⁰⁰坪⁽¹¹⁸⁾としている. 同町内には公立小学校がなかったため, 本バラックと同様に一般の邸宅跡地にバラックを建て, 東京市が管理していたケースがほかにもあったと考えられる.

本バラックの建設に際しては, まず1923年10月3日に三井救済事業委員会の会計部委員の長谷川数衛から, 建築部委員の矢野亮一宛に次のような依頼状が出されている.

「三井救済会建築部 矢野亮一様 三井銀行 長谷川数衛

拝啓 上二番町三井家御邸内ニ新設中ノバラック一戸出来ノ上ハ銀行集会所片山理髪店へ御貸与被成下候様過般貴下並ニ鉢山ノ七海氏へ御依頼申上置候処其後同所ノ建築ハ何日頃竣成ニ到リ候

ヤ伺上候

出来ノ上ハ一日モ迅ニ住込度旨嘆願申出候間特ニ御高配相煩度重而御願申上候 十月三日 ⁽¹¹⁹⁾」

この文章によれば、10月3日以前、すなわち竣工より約1か月前の時点（10/3時点での「過般」）で会計部委員（長谷川）から救護部委員（七海）および建築部委員（矢野）に対して「銀行集会所」専属の業者の収容を依頼していたこと、そして臨時震災救護事務局へと寄附する（予定の）バラックに関係者を入居させるべく直接の管理を担当する区役所と交渉にあたったのが建築部であったことが判る。

このほかに同バラックに対して同様の依頼があったのか否かは不明であるが、麴町区役所から「三井粹」による入居者数の上限が示されていたことが次の資料から判る。

「大正十二年十月六日 上二番町三井家内 ⁽¹²⁰⁾ 上野様

三井別邸内 七海兵吉 代 松樹武一郎

拝啓 御邸内ニ罹災民収容ノ為メバラック四十戸分建設方御承認ヲ得居候処出来ノ上ハ麴町区役所ニ引渡ノ事ニ相成居候ニ就テハ右バラックニ御邸御干係ノモノニテ収容ノ御予定ノモノ有之候ハバ其戸数御手数ナガラ御一報被下度尤モ総戸数四十戸ノ事トテ区ノ希望トシテハ三井家御干係ノモノハ右ノ内五戸位ニ止メラレ度旨申出有之候ニ付右御含置被下度、尚右ハ明日正午迄ニ当方 ⁽¹²¹⁾ 収容予定戸数通知ノ事ニ相成居候ニ付此者へ御返事願上候」

三井救済事業委員会の救護部委員と救護部補助員が、罹災収容者のバラックを建設する用地を提供した室町家に対して、麴町区役所から打診があった「五戸位」までの“三井粹”による収容者の推挙を求めていたのである。

残された写真（図16）をみると、地面のあちこちに震災で失われた建物の基礎とみられるものが白く見えている。後述のように、本バラックの建設時点では震災に遭った西洋館の焼け跡（図4）が残っていたから、これらの基礎はその附属屋の類に供されていたものかも知れない。

10月の下旬、いよいよバラックが竣工に近づくと、次のような文書が建築部委員（矢野）のもとに届いた（日付なし）。

「（欄外）七海様

不動産課

⁽¹²²⁾

矢野様

物産

⁽¹²³⁾

鎌田生

前略

麴町三井男爵邸内の「バラック」出来上り申候跡片付に明日を費せば明後日より万事整頓住居に差支無之候処本朝麴町区役所の罹災民掛の吏員検分に参候際

一、三井干係罹災者収容に付部屋番号決定の必要と一般民より先に決定し置かれるなれば場所指定あり度し



図16 『麴町上二番町殿邸内（123坪）』

此事につきては洋館に向った部屋が日当りよく適当と存じ居候

二、水道電気の料金負担は如何相成哉予め打合決定あり度し

三、爾後の管理方法は依然区役所吏員の取計に一任せらるべきや否や

右今明日中に是非承度故乍御手数申出有之度との事に御座候間可然御配慮奉希望候

(124)
匆々」

この文書から、本バラックが男爵邸の焼け跡（前掲、図4）の脇に建てられたこと、麴町区役所の吏員の側から「三井桙」の収容者に対してよい部屋を優先してふり分ける旨の提案や、今後の管理を麴町区役所側がおこなって良いか、再度の確認があったことが判る。

本バラックは建物自体は臨時震災救護事務局へ寄附をされ、麴町区が管理する公設バラックとして機能したが、その敷地は三井家が所有するものであった。そこで、バラックを寄附する際にその存置期間を1924年末日までとし、将来の三井家側による敷地の利活用を阻害することがないようにした。なお、室町家の本邸所在地は『三井家同族会事務局職員録』によれば震災直後の1924年2月から1933年5月現在の分までは「麴町区平河町五―二一」、1934年12月現在の分からは「麴町区平河町二丁目七番地二」とされており、震災後、旧地である上二番町に帰還することはなかった。

本バラックは使用後は区役所に無償下り渡しして欲しいと条件を付けて寄附されている。⁽¹²⁵⁾

本バラックの住民も、浅草本願寺バラックの住民同様、感謝状を贈呈している。

「上二番町三井男爵邸内『バラック』居住ノ罹災者モ同邸カ同シク罹災セルニ拘ラス市内罹災者ノ為ニ『バラック』を建設シ急ヲ救ハレタルコトヲ感謝シ居住世帯主四十四名ノ連署ヲ以テ感謝状ヲ同邸ニ贈呈セリ」⁽¹²⁶⁾

このケースが浅草本願寺のものと大きく異なるのは、本バラックが臨時震災救護事務局に寄附され、麴町区によって管理されていた公設バラックであったにせよ、その底地の所有権を三井家が持っていたという点である。浅草本願寺バラックからの感謝状に比較すると、本バラックからの感謝状に純粋さが欠けて感じられるのは穿った見方であろうか。



図17 『麴町一番町殿邸内（130坪）』

麴町区一番町三井邸内

本バラックは麴町区一番町40番地の三井高光⁽¹²⁷⁾（罹災当時は一番町家、のちの一本松町家、）の宅⁽¹²⁸⁾地に建てられた（図17）。

『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば3棟、⁽¹²⁹⁾130.65坪、42戸、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば6棟、42戸、130.65坪（内⁽¹³⁰⁾訳は住棟が3棟に便所が3棟）で、上二番町三井邸内バラックと同様、1923年10月28日に竣工

し、臨時震災救護事務局へと寄附され、東京市営バラックのうち麴町区が管理するバラックとして運営された。これも上二番町の場合と同様に、『東京震災録中輯』は一番町所在の麴町区管理バラックを400坪としており、同様のバラックがこのほかにも民有地に建てられていたと考えられる。⁽¹³¹⁾

本バラックに関して残された文書としては、次のものが挙げられる。

「(欄外) 写 鉦山, 山口主任

大正十二年十一月三日

合名不動産課

七海兵吉

矢野課長殿

拝啓救護事業中バラックの件につき左記御了承被下可然御配意相願度

(前略)

五、一番町バラック入口に扉を附たるや否やに付区役所より問合せ有之に付排水設備の点と共に併せ御考慮被下度候

(後略)

(132)

」

この文書は救護部委員が建築部委員に対して「一番町バラック入口に扉を附たるや否や」検討して欲しいと依頼したものである。ここでいう「入口」とは住宅一戸一戸の入口（住戸の扉）ではなく、住棟3棟と便所3棟のバラックが立ち並んだ旧一番町家の敷地入口のことを指していると考えられる（いかに粗末な造作とはいえ、バラックにはちゃんと扉が備わっていた）。竣工して数日が経過してみると、救護部委員には屋敷地が収容者以外の人間にとっても自由に出入りできる状態であることが将来的な問題のタネになると思えたのかも知れない。

本バラックも上二番町三井邸内バラックと同様、寄附した建物の存置期間を1924年末日までとし、使用後は区役所に無償下渡しして欲しいと条件を付けて寄附されたが、一本松町家も上二番町にいた室町家と同様、震災後に旧地に還り住むことはなかった。

神田区神保町三井邸内

本バラックは神田区北神保町5番地男爵三井寿太郎⁽¹³³⁾（南家）の邸跡に建てられ、『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば、5棟、196.80坪、64戸⁽¹³⁴⁾、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば7棟、196.80坪、64戸（内訳は住棟が5棟に⁽¹³⁵⁾便所が2棟）、竣工は1923年10月30日であった。本バラックは臨時震災救護事務局に寄附されたので、東京市営バラックのうち、神田区が管理するものとして使用された筈であるが、『東京震災録中輯』⁽¹³⁶⁾には記述がなかった。

三井文庫に残された写真（図18）では、手前に大きな池をもった庭園があり、その向こうにバラックが建設されている。実は、この写真とよく



図18 『神田神保町邸内（196坪）』



図 19 神保院

似た神保町の庭園写真（図 19）が『新撰東京名所図絵 神田区之部上巻』⁽¹³⁷⁾にみえる。同書によれば、その庭園は三井邸の隣接地にあった「神保院」という伝染病専門病院のものであり、そもそもは貸席の神保園のものを引き継いでおり、大きな蓮池があった。⁽¹³⁸⁾震災当時の神保町三井邸はかつて隣接していた病院の庭園を買い増して拡張されていたのかもしれない。

本バラックに関しては、以下のような文書が残

されている。

「九月廿五日

七海様 下田生（サイン）

一昨日御話ノ件今朝亀嶋常務（引用註，三井銀行常務，亀嶋広吉か）⁽¹³⁹⁾ニ相談ノ結果左ノ通り御返事申上候

一，神田神保町三井様焼跡地所ニバラック御建築ノ儀ハ当行ニ於テハ異議無之候

一，工業倶楽部借室ノ件ハ当行ニハ入要無之候

右要件迄如此ニ御座候

敬具

⁽¹⁴⁰⁾
」

本状によれば、神保町三井邸内バラックを建設するに際して、三井救済事業委員会の救護委員が三井銀行の常務とみられる人物に建設の是非を問い合わせていたこと、逆にいえばその人物が異議を述べるべき立場にいたことが判る。なお、三井寿太郎は当時、東神倉庫の社長であり、三井銀行とは直接の関係になかったようである。⁽¹⁴¹⁾

また、次の文書は富士見町三井家が三井救済事業委員会の救護部委員に対し、1名の罹災者を神保町三井邸内バラックに「三井枠」で收容することを依頼し、それが実現したことを伝えている。

「大正十二年十一月二日

東京市芝区三田綱町七番地

⁽¹⁴²⁾
富士見町

三井鉱山株式会社

三井家執事 御中

仮事務所

拝啓陳者神保町『バラック』出来上り候ニ付テハ予而当方七海重役宛收容方御話有之候罹災者御一名ニ対シ何時ニテモ引移リ差支ナキ旨貴方ヨリ御通知下度願上候 匆々

⁽¹⁴³⁾ 十一月六日奥田執事ニ面談セシコロ既ニ本状ノ罹災者ハ神保町ニ引移済ノ趣ナリ⁽¹⁴⁴⁾

この手紙にある「麴町区富士見町」に居住した三井家としては新町家や五丁目家が知られるが、1924年2月現在の「三井同族会事務局職員録」によれば、この当時、南家（震災までは本バラックが建設された北神保町邸に居住）が「麴町区富士見一ノ三六」に住んでいたことが判る。つまり、上

二番町三井邸内バラックと同じく、バラックの建設用地を提供した南家に対して、収容者の「三井梓」を決定する一定の権利が認められていたのである。

本バラックも上二番町三井邸内バラックや一番町三井邸内バラックと同様、寄附した建物の存置期間を1924年末日までとの条件を附して寄附され、使用後は区役所に無償下り渡されることとなっていた。南家も、室町家（上二番町三井邸）や一本松町家（一番町家、一番町三井邸）と同様、旧地に還ることはなく、1934年3月現在の三井家同族会事務局職員録によれば、同家は「麹町区三番町四番地三」に移転している。

浅草区伝法院境内（託児所）

本託児所は浅草区浅草公園第3区伝法院境内に建設された。その伝法院の地所は1911年5月に行政訴訟で国からの返還が決定され、震災の当時は同院の所有となっていた。

託児所は『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば2棟、48.75坪、⁽¹⁴⁵⁾『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば2棟、2箇所、⁽¹⁴⁶⁾48.75坪と両者で一致しており、1923年10月30日に竣工すると、臨時震災救護事務局へと寄附された。

同託児所の写真（図20）には切妻の平屋の建物が写っており、その妻部分に「三井寄贈」の文字が縦に書かれた札が貼付けられている。

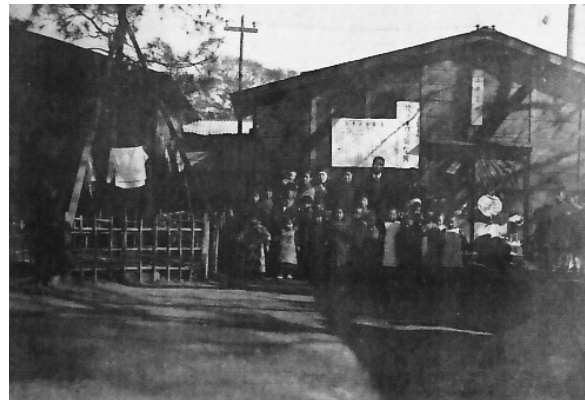


図20 『浅草伝法院托児所（48坪）』

本所区柳元小学校構内

本バラックは本所区柳島元町公立柳元小学校敷地内に建てられた。『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば7棟、217.65坪、70戸、⁽¹⁴⁷⁾『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば8棟、217.65坪、70戸（内訳は住棟が7棟に便所が⁽¹⁴⁸⁾1棟）で、1924年11月5日に竣工すると、臨時震災救護事務局へ寄附され、東京市営バラックとして本所区が管理するところとなった。

柳元小学校は1922年9月1日、すなわち震災のちょうど1年前に創立されたばかりの学校であったから、校舎は新築から間もなく罹災したと判る。本バラックを撮影した写真（図21）では、バラックの基礎部分や敷地の所々に煉瓦の構造物が見える。これらはその新築間もなく焼失した校舎の基礎であろう。

『東京震災録中輯』⁽¹⁵⁰⁾には同小学校（橋元小学校と誤植）校地において、東京市営バラックのうち本所区の管理する分が589坪、存在していたと記されている（この数字は本所区史とも一致）。同所に589坪のバラックが存在したということは、三井諸会社によって供給されたバラックの坪数を上回る⁽¹⁵¹⁾372坪分のバラックが他の主体（東京市を含む）によって供給されていたことを意味している。



図21 『本所柳元小学校内（217坪）』

本バラックも、建物使用後は区役所に無償下げ渡しして欲しいという条件で寄附されている。

本所区茅場小学校構内

本バラックは本所区公立茅場小学校敷地内（本所区茅場町3丁目10-1、10-2、10-5、10-6、

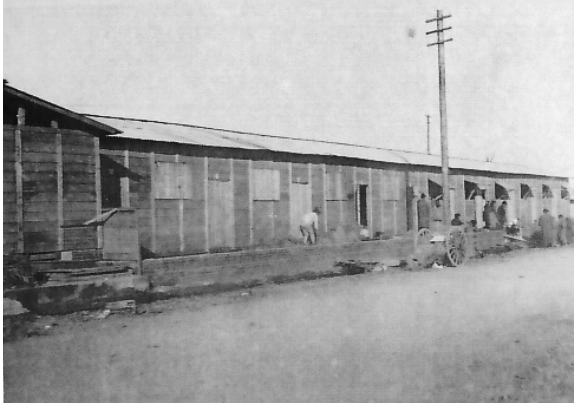


図 22 『本所茅場小学校内（134坪）』

10-7、10-11⁽¹⁵²⁾）に建設された。『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば2棟、134.00坪、40戸、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば4棟、134坪、40戸（内訳は住棟が2棟に便所が1棟、倉庫が1棟⁽¹⁵⁴⁾）で、1923年11月4日に竣工すると臨時震災救護事務局へと寄附され、柳元小学校と同様に、東京市営バラックのうち本所区が管理する分とされた。

震災で失われた同小学校の校舎は1907年10月に竣工し、その後1917年3月に増築したもので

⁽¹⁵⁵⁾ 写真（図22）でもバラックの基礎部分に煉瓦が覗いていて、柳元小学校と同様に焼失した茅場小学校校舎の基礎を流用したものとみられる。

『東京震災録中輯』⁽¹⁵⁶⁾では茅場小学校校地において、東京市営バラックのうち本所区が管理する分として157坪が建設されていたとされる（この数字も本所区史と一致⁽¹⁵⁷⁾）。このため、同所には三井諸会社によって建設されたバラックのほかに23坪のバラックが他の主体によって供給されていたことが判る。

本バラックも、建物使用後は区役所に無償下げ渡しして欲しいという条件で寄附されている。

芝区三田四国町三井合名会社敷地内

本バラックは「……（臨時震災救護事務局への）寄附手続差控置候分」⁽¹⁵⁸⁾であり、臨時震災救護事務局への寄附願が存在しないため、建設地が明らかではないが、それは1912年当時、三井銀行が所有していた三田四国町2-7、2-8、2-14、17、2-21、2-32番地と推定される。本バラックは三井文庫所蔵の資料では「四国町借家罹災者收容用」⁽¹⁵⁹⁾として位置づけられている。前述の「築地」バラックや「石川嶋」バラックと同様、收容対象者の全てを三井側が事前に決めていたことから、寄附がなされなかったと考えられる。

『大震災ト三井家ノ救済事業』⁽¹⁶⁰⁾によれば4棟、124.00坪、40戸、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』⁽¹⁶¹⁾によれば8棟、124坪、40戸で、1923年11月8日に竣工している。

同バラックの写真は残されていない。

本郷区右京ヶ原

バラックの名称にもある「右京ヶ原」とは、東京市が社会事業用地として「……大正十一年一月には本郷区真砂町三十六番地帝国大学用地六千四百十余坪を買収し、大正十一年九月より大正十四年三月迄⁽¹⁶²⁾四十六棟七十五戸の普通住宅を建設」した土地で、そのいわゆる東京市営真砂町住宅地の一郭に

本バラックが建てられたと推定される。

震災の当時、同住宅地では1921年9月および1923年2月に着工し、1923年1月および1923年7月に竣工した木造瓦葺2階建て28棟48戸が存在したほか、1923年6月に着工、震災の混乱がある程度おさまった1925年3月に竣工することとなる木造瓦葺2階建て18棟27戸が工事中であったが、竣工していた住宅48戸の住宅は「大過なきを得た」という。⁽¹⁶⁴⁾



図23 『本郷区右京ヶ原（129坪）』

右京ヶ原を撮影した写真（図23）では、手前にたつ子供たちの顔の向かって左側が影になっている。子供たちの向こうにバラック、そしてその遠景には高台の家並みが見える。右京ヶ原という場所は本郷台地（東側）と小石川台地（西側）によって挟まれているが、子供たちの影の向きを考えると、遠景の高台が本郷台地であると判る。

『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば3棟、129.30坪、42戸⁽¹⁶⁵⁾、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば6棟、129.30坪、42戸（内訳は住棟3棟、便所3棟）で、1923年10月11日に竣工し、臨時震災救護事務局へと寄附されたが、『東京震災録中輯』には記述がなかった。『本郷区史』によれば、「……三井男爵家寄贈建設右京ヶ原バラックは十月十六日収容開始（で）収容人員（は）百六十九名⁽¹⁶⁸⁾」であったという。

本バラックも建物使用後は区役所に無償下渡しして欲しいとの条件で寄附されている。

右京ヶ原バラックが竣工し、罹災者の収容を開始してから半月ほどが経過した1923年11月3日、次のような提案が救護部委員の七海から建築部委員の矢野に宛ててなされた。

「（欄外）写 鉦山、 山口主任

大正十二年十一月三日

合名不動産課

七海兵吉

矢野課長殿

拝啓救護事業中バラックの件につき左記御了承被下可然御配意相願度

一、右京ヶ原には向（き）替へバラック壱棟拾戸位の空地あり

御建築願上候

右に要する材料も大現場に残り居候

（中略）

三、右京ヶ原バラックは貳拾四戸建ノ片側拾式戸丈ヶ区により収容見合せ置かれ度申入れ置き候

四、右京ヶ原のバラックは三菱霊雲寺内バラックの例により本郷区に寄附され多く（ママ）区主事桑原氏より内諾あり関係方面交渉の上取極め可申候

（中略）

（169）

」

これによれば、右京ヶ原には、すでに竣工したバラック3棟と方向を違えれば、やや小さめのバラ

ック1棟10戸程度を建てる余地があったこと、そのための材料は右京ヶ原の現地に野積みされていたこと、また余地にバラックをもう1棟を建設しようと企図されていたにもかかわらず、なぜか竣工したバラックうち1棟の半分の住戸が三井側（救護部委員）の意向で空家のまま残されようとしていたことなどが判る。実際に余地にバラックが増築されたという記録はみつけれなかった。また、三井側が一部住戸を空家のまま残すように本郷区に働きかけた理由は不明である。

九段牛ヶ淵

本バラックは同区飯田町1丁目所在の靖国神社附属地である牛ヶ淵の国有地に建てられた。

この場所は「……火災ノ際避難地トシテ使用シ、又ハ同地ヲ利用シテ収益ヲ計ル等ノ目的ヲ以テ、神社ノ為メ特ニ設ケタル地域」であったと『靖国神社百年史 資料篇 上』⁽¹⁷⁰⁾は記す。

同神社の社務日誌によれば、9月1日の震災発生とともに「一 境内・外苑・牛ヶ淵等開放シテ被害民ニ避難セシメタリ。官舎ノ庭ニ至ル迄、詰掛タ」⁽¹⁷¹⁾という。避難地としての開設目的通りに機能したのである。

避難者の数は『東京震災録中輯』によれば9月5日現在で「牛ヶ淵公園及靖国神社」に⁽¹⁷²⁾6,455人、また、『靖国神社百年史 資料編 上』によれば、9月6日現在で

- 「一 境内避難者 戸数百拾参戸 人員九百四十三人（ママ）
 - 一 第二鳥居前内苑避難者 戸数五拾戸 人員三百三拾七名
 - 一 旧馬場避難者 戸数百六拾貳戸 人員九百参拾四名
 - 一 牛ヶ淵避難者 戸数百五拾貳戸 人員七百九拾貳名

⁽¹⁷³⁾
（後略）」

であったとされる。

これらの罹災民を収容するため、麴町区九段の靖国神社一帯には警視庁委任分1,680坪（住棟）と70坪（附属屋）の合計1,750坪、東京市直営分の1,680坪、両者あわせて3,430坪分の公設バラック⁽¹⁷⁴⁾が建設されたが、三井諸会社は『大震災ト三井家ノ救済事業』によれば2棟、61.70坪、20戸、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調』によれば3棟、61.70坪、20戸（内訳は住棟2棟、便所⁽¹⁷⁵⁾1棟）分を建設した。竣工は1923年11月16日で、建物使用後は区役所に無償下げ渡しして欲しいと条件をつけて臨時震災救護事務局へと寄附された。

牛ヶ淵には警視庁や東京市、そして三井諸会社以外の主体によるバラックも建設されたようだ。例えば、次のような記録が残っている。

「(9月16日) 一 田中（陸軍省）副官、東京通信社長辻嘉六代立石駒吉・夏秋十郎帯同、宮司ニ会見、其要領。

牛ヶ淵附属地ニ急速避難民収容バラック（ママ）建設ノ承認ヲ大臣ニハ得タルモ、当該者タル宮司ノ承認ヲ得タシト。因テ、田中副官ヨリ兩人ニ対シ、救済事務局ノ認可ヲ受ケ、更ラニ申出テヨ。宮司ニ於テ意存（ママ）ナシ。当局同断ナリ。但シ、願書ニハ坪数等詳記シ、樹木等ハ妨ケ

サル範圍ニ建設ノコト兩人之ヲ了承シ、⁽¹⁷⁶⁾ 辞去。」

引用箇所にある「東京通信社長辻嘉六」とは戦前戦後の政治フィクサーである。

様々な主体によってバラックが建設されようとしていたためか、本バラックの竣工する2週間前の時点でさえ、三井側ではどの場所にどのくらいの規模のバラックを建設したら良いのかが明らかではなかった。逆にいえば、他のバラックと同様2週間で整地から着工、竣工までが可能な程度の簡易なものであったということになる。

「(欄外) 写

鉾山、 山口主任

大正十二年十一月三日

合名不動産課

七海兵吉

矢野課長殿

拝啓救護事業中バラックの件につき左記御了承被下可然御配意相
願度

(前略)

二、牛ヶ淵の地割は麴町区役所佐藤氏に申入れ置候間分り次第御
報可申上候に付百坪参拾戸見当御建築御手配置願上候

(後略)

⁽¹⁷⁷⁾
」



図 24 『麴町区九段牛ヶ淵 (61 坪)』

本バラックを撮影した写真(図 24)では、画面中央奥に煉瓦製の旧沙河給水塔⁽¹⁷⁸⁾が見えている。この給水塔がこの当時は現在の九段会館(旧軍人会館、1934 年竣工)の建っている位置⁽¹⁷⁹⁾にあり、その後、同会館を建設する際に北へ移設されたこと(昭和館建設時に撤去)を考慮すると、本バラックが現在の九段会館の敷地のうち、旧千代田区役所庁舎側に寄ったあたり(南側)に建てられていたことが判る。また、地盤面が給水塔の周囲を除いて削り取られている様子が判る。これは、バラックの建設に際して整地をおこない、水平を確保したためと推察される。

震災から1年7ヶ月が経過した1925年4月1日、牛ヶ淵にあったバラックはその殆どが撤去された。その際、建設者の異なるバラックの間で撤去の時期に相違があったようだ。

「一 外苑及牛ヶ淵バラック居住者(東亜通信社辻嘉六建造バラックヲ除ク)は悉皆撤退シ、同
バラックハ取崩シニ着手セリ。」⁽¹⁸⁰⁾

5 今井町三井邸内バラックでの生活風景

最後に、今井町三井邸内バラックでの生活風景を当時の新聞記事によって描写してみたい。使用したテキストは都新聞 1923 年 10 月 19 日付(三井文庫所蔵の新聞スクラップブック)である。

記事の見出し

新聞記事の見出しは誇張された表現によって人々の関心を惹き付けるものである。

『三井王国に抱擁された麻布の一部落』という見出しは三井側と罹災者とのあいだの経済力の差を誇張しているし、『令嬢達の慰問招待会や 男爵夫妻が自身で配給』、あるいは『罹災者中第一番目の果報村』という見出しは、三井側からの過剰ともいえる温情の示し方が取りあげられている。

今井町三井邸内バラックの管理

前章で触れたように、今井町三井邸内バラック（今井町、三河台町、氷川町、福吉町に分散所在）は臨時震災救護事務局へは寄附されず、三井側が管理し続けた。寄附されなかったバラックはほかにも「四国町（三田四国町）」、「石川嶋」、「築地」の各バラック（但し、内部向け）が存在したから、本記事が「三井家の手で建つたバラック村は諸方にあるが、直接同家の管理の下にあるのは麻布今井町の三井八郎右衛門男爵邸内の一画に出来た三井村である。」と伝える情報は厳密には誤りである。

バラック村の建築の状況

「秋晴れの午後此处に訪れると、広い邸宅を取り巻き四ヶ所に亘つてバラック村が建てられて三井王国城下の部落の観がある、門前の空地や氷川神社境内にも大分あるが本館の表門を入つて右の高台には十数棟が並び細かい砂利は一面に敷きつめられ立並んだ樹木の間からは麻布赤坂一帯の町が隠見して居る部屋の中にも吾座や畳が敷かれて何となく落つた空気が漂つて居るのは追となづかせる、裏門をくぐつて後庭の崖の下には又磨かれたやうな庭石の道に沿ふて見渡す限り仮小屋が続いて居る、是等全部で三十三棟のバラックの外、裏門外の同家の普通の家屋や自動車々庫等にまで入つた罹災者は、現在二百五世帯八百四十三名で、此所に豊かな保護の下に静かな生活を続けて居る」（前出、図5）

住民の旧住所

「此所には麻布赤坂の避難民を始め各区から集まつて居るが、中には横浜辺りから来た者も大分あるといふ」

この文から、収容者が近隣を中心に構成されていたのではないことがはっきり判る。

住民への配給

「何といつても此の村民は罹災者中の幸福者で、区役所の配給以外に三井家からの特別の給与があるので此頃何所でも不自由して居る衣類や夜具等も余り不足は感じないで寒さに慄へて居る者等は見当らない、男爵夫妻も度々此部落を各戸毎に訪問して慰問品を配布したり又十七日は令嬢達が此处の子供二百数十人を招いて慰問品を与へ夕方まであの広い邸内を開放して遊ばせたりして居る、震災救護事務局では余り優遇されては困る——惰民を養成するやうなものだからと苦情を云つて来た位で彼等はもう此处へ入つたが最後テコでも動かうともしない」

住民への配給に関しては、ほかに「三井合名会社斜里農場産の干鰯⁽¹⁸¹⁾ 50箱を今井町邸内バラック居住者に寄贈した」という記述もあり、かなりの厚遇であったことが窺える。

住民の就労状況

「……然し大抵の者がもう仕事に就いて日中は年寄りか子供の外は男は余り見当らない位で中には家庭内出払つて戸閉りのした家が可なりある」

住民の福祉システムとそれに対する住民の態度

「本邸には診療所があつて医師や看護婦が詰きつて居るがバラック村に病人があれば一々出かけて行くといふ調子で三井家では是等の村民を腫物にでも触るやうに大事にして苦情の出ないやうに努めて居るが、尚気の附いた事や不平があつたら無記名で投書してくれと申出であるが皆割合に温しく強制的な要求などは曾てないとの事である」

この「……腫物」扱いという記者の表現に、先述の震災救護事務局からの苦情とあわせ、外部の人間が三井家の救護活動をどのように見ていたのかが窺える。

バラック村の運営

「唯自治的な観念は薄いのか、三井家では各部落に風呂場を設けてあるが、それを各自で沸かし入らうともしないで作られた儘に未だ一度も使つて居ない、追に邸内だけに火の用心は厳重で、夜は一時間交替で夜警に出て居る」

竣工から1ヶ月、罹災者は他所で風呂に入っていたのか、それとも身体をぬらした手拭いで拭う程度しかしていなかったのか、火災を危惧したにせよ、不便に暮らしていた様子が伝わってくる。

6 まとめ

以上、関東大震災後の公設バラックの供給と、そこにおける三井諸会社による活動について、三井文庫所蔵の資料と公刊された各種文献とを照合させながら情報の整理をしてきた。

以下、三井諸会社によるバラック建設事業についてまとめてみる。

バラックを寄附する場合、寄附しない場合

まず、1) 公共用地（公園や国有地）にバラックを建設する場合は全ての事例で寄附をし、2) 三井諸会社の所有地に三井諸会社が建設する場合でも、一般罹災者の収容を目的とする場合は基本的には寄附をしたこと、3) 三井に関係した罹災者のみを収容する場合はそれを理由に寄附をせず、三井が管理を続けていたことが明らかになった。ただし、2) には今井町三井邸内バラックという大きな例外がある。

三井救済事業委員会と内務省との間でなされた「寄附方法」に関する協定事項のメモが残されている。

「 寄附方法

一、金銭、物品共寄附ハ総テ内務省（大臣官舎内）義捐部ニ申出ノコト

一、建物ノ如キハ落成後義捐部ニ引渡ノコト

一、義捐部ハ更ニ收容設備部ニ引渡ヲ為シ收容部ハ又市、府ト協議ノ上罹災民ノ收容ヲ為ス由
(食料其他ハ市、府ニテ供給)

備考

内務省トシテハ收容所ハ可成多人数收容所ヲ設クル方針ニテ目下青山外苑ノ外芝浜離宮ニバラ
ック建設方画策中共同浴場、食堂等ヲ完備スルニ便ナレバナリ

従而少人数收容所ハ将来一ヶ所ニ集合スル予定ナレバ後日適當ノ場所ニ移転スル要アリト(右
ニ付三井ノ寄附建物ニ付移転スルモ異儀(引用、ママ)ナキヤトノ質問アリタルニ付異儀
(同)ナキ旨回答セリ)

右ニ基キ

一、集会所バラック 四棟 五十六戸(一戸ニ付貳坪半)

此坪数 百四十坪

一、日比谷公園バラック 拾貳棟 貳百拾八戸(一戸ニ付貳坪半)

此坪数 五百七十坪

以上二件ハ本日寄附手續ヲ了シ落成次第義捐部ニ引渡ノ事ニ打合置タリ

尚集会所内現在避難民 貳拾六戸 百五拾八人 ハ同所内新築バラック内ニ收容セシムルコトヲ条
件トシテ寄附ノ事ニ了解ヲ得置タリ

右及御報告候也

十二年九月十一日 三井鉱山会社員

松樹武一郎

追而集会所内バラックハ十二日或ハ十三日中、日比谷分(引用註、日比谷公園)ハ十四五日
頃ニ非ザレバ落成セサル見込ナリ、大工手間ハ充分ナルモ材料不足ノ為ナリ、材料充実ヲ急
務トス

尚

浅草 本願寺内 壱千坪 場所選定済

亀戸 壱千坪 未定

芝浦 未定 未定

右ニ付テモ予メ寄附申込置タリ

(182)
」

この協定書から、罹災者收容のためのバラックを建てる場合、内務省から建物を同省義捐部に引き渡すように指示されていたこと、共同浴場、食堂などの生活関連施設を効率的に設けるために大規模な罹災者收容バラックを建設する方針であったことが判る。これは三井集会所内に震災の年の11月になって仮事務所を建設した際、「渡りに船」となったことであろう。

広義の公設と狭義の私設

本稿の第1章において、罹災者收容バラックにおける「公設」という言葉が広義で用いられており、私的団体や個人によって建設され、公に寄附されたり、あるいは寄附せずに建設主体が管理して

いたバラックをも含んでいたことを述べた。これらの事例，すなわち裏を返せば「**広義の私設バラック**」は一般の罹災者を収容することが目的で，三井諸会社によって建設されたほとんどのバラックも同様であった。

しかし，三井諸会社によって建設されたバラックを細かく観察すると，バラックの建設に際して三井内部から関係者による利用が提案された場合，一定の手続きをふんだ上で寄附を取りやめ，私設バラックとして利用されるケースも存在した。これは「**狭義の私設バラック**」と定義できる。三井諸会社によって建設されたバラックのなかには，この「**広義の私設バラック**」と「**狭義の私設バラック**」とがひとつの敷地に併存するケースも1つあった（石川島）。

関東大震災後の罹災者収容バラックと三井諸会社による活動の位置づけ

先述のように，三井諸会社は内務省とのあいだで「罹災者収容バラックは寄附する」という協定を結んでいた。だが，三井以外の所有する土地に建設されたバラックが例外なく臨時震災救護事務局へ寄附されていたのに対し，三井の所有する土地に建設されたバラックではこの協定は必ずしも守られておらず，同事務局に寄附されたものと，寄附されずに三井が運営を続けたものとがあった。

以下，三井の所有地に建設されたバラックに限定して議論をすすめる。

それらのバラックが同事務局に寄附された場合と寄附されなかった場合とでは，バラックに関する権利の状態と，それに起因する将来的な建て替えの難易とに差異が生じたと論理的には考えられる。すなわち，寄附された場合には土地の所有者（三井），バラックの所有者（臨時震災救護事務局），そして占有者（収容者）がすべて異なる主体であるため，寄附されなかった場合（土地とバラックを三井が所有）と比較して権利関係が複雑になり，三井ひとりの都合で収容者に退居を求めることが困難になるなど，撤去や建て替えの際にトラブルが発生する可能性が高まるのである。

三井側はこうした点を危惧したためか，上二番町，一番町，神保町の三井各家邸跡にバラックを建てて臨時震災救護事務局へ寄附した際に，次のような条件を附していた。

「…他ニ適當ノ土地無之為メ一時応急ノ罹災者収容ノ目的ヲ以テ個人ノ宅地内ニ建設仕候モノニ有之候従而建物存置期間長期ヲ要シ罹災者立退ニ付紛議ヲ生スルカ如キコト有之候ハバ誠ニ遺憾ニ候間右事情御裁量被下該建物ニ付テハ大正拾参年末日迄ニ除去相叶ヒ候様特別ノ御取計相煩シ度候（傍点，⁽¹⁸³⁾引用）」

他方，内務省との協定を守らずに三井諸会社側がバラックの運営を続けた場合，メリットとして三井側の都合で収容者に退居を求めることが容易であった（実現の可否は別）こと，デメリットとしてバラックを直接に管理するため，収容者とのあいだにトラブルを抱える可能性があったことが挙げられる。今井町邸内バラック（三河台町，氷川町，福吉町の各バラックを含む）がこれに該当する。

このようにメリット・デメリットの両方が想定されるとはいえ，なぜ，寄附したり，しなかったりと一貫性を欠いた対応がなされたのか。この疑問を明らかにするヒントは，今井町邸内バラックとそれ以外のバラックを取り巻く「建設敷地の状況の違い」に見いだせるかもしれない。

まず，今井町邸バラックは今井町邸，つまり「三井本家の本邸」敷地内に建設されたバラックとい

うことで、三井側がその運営に強い責任感をもっていた可能性が指摘できる。また、上二番町、一番町、神保町の各邸が焼失していたのとは異なり、同一敷地内に八郎右衛門家（北家）のひとびとが居住し、三井救済事業委員会からの3名の補助員が出張する邸宅建物が現存していたこと、罹災者が「裏門外の同家の普通の家屋や自動車々庫等」にまで収容されていたことから、仮に建設されたバラックを臨時震災救護事務局へ寄附しても、⁽¹⁸⁴⁾全ての罹災者の管理を同事務局あるいは東京市に委ねることができず、結果として当局と八郎右衛門家とのあいだで責任分掌に齟齬が生じると三井側が危惧した可能性も考えられる。

他方、上二番町、一番町、神保町の各邸跡に建てられたバラックを寄附した場合については、住民とのあいだにトラブルが生じる可能性は低いと予見されていたかも知れない。というのも、これは結果論でもあるが、これらのバラックがいずれも区画整理地区内に立地していたため、区画整理を施行する際に権利関係をリセットできる可能性があったのである。⁽¹⁸⁴⁾区画整理事業の施行エリアは1924年3月20日に公式決定されたが、⁽¹⁸⁵⁾被災地に基盤整備を実施することは被災後のかなり早い時期に決定されており、一般的に「基盤整備がなされるとき、仮建築は撤去される」とイメージされていたことは想像に難くない。まして、三井諸会社ともなれば、政府関係者から基盤整備事業（区画整理事業）のスキームを具体的に知りうることも可能であつたろう。

三井は罹災者収容バラックの8%を負担

『東京震災録中輯』によれば、東京市内に建設された罹災者収容バラックは建坪の合計で50,092坪⁽¹⁸⁶⁾であった。一方、三井諸会社によって東京市および東京府に建設されたバラックは建坪の合計で3,643.98坪で、これは東京市内の罹災者収容バラック（広義の公設バラック）の8.8%を占めていた計算になる。⁽¹⁸⁷⁾

本文中でも触れたように、『東京震災録中輯』の数字には収録漏れの可能性があるため、このパーセンテージは現実の数値よりも若干高めと考えられる（実際の建設総数＝分母が大きくなるため、それでも8%程度は負担したと推定。）が、それでも一財閥がこれだけの規模の援助を発災直後から組織的に行ったことは、都市史研究あるいは災害史研究の分野から高く再評価すべきであろう。⁽¹⁸⁸⁾

残された課題

本稿では三井諸会社の建設したバラックによる罹災者収容活動の整理・把握を試み、その供給規模が他の主体を含めたバラックの8%に相当していたと推計するに至った。

残された課題として、1) 当時の三井諸会社の経済活動が日本経済全体に占めていた割合を算出したり、あるいは同様の財閥各家（たとえば、三菱の岩崎家）の救済活動と比較することにより今回把握した各種史実を相対化し、評価し直すこと、また2) 罹災者収容バラックがいかに撤去され、その跡地がいかに変遷したかを把握すること、3) バラックに収容された罹災者が地域社会にとってどのような存在であったのか定量的に解明すること、4) バラックに収容された罹災者の避難と生活再建の様子（ライフヒストリー）を掘り起こすことが挙げられる。

注

- (1) 「三井諸会社」とは三井合名，三井銀行，三井物産，三井鉱山，東神倉庫などの企業に加え，個人としての三井各家も含めた表現で，東京市役所（1927），東京震災録 別輯，第三章東京市民の活動，p. 790. における表現を踏襲している。
- (2) このような幅の広さを，当時の文献はバラックにはピンからキリまでさまざまなものが存在すると表現した。小倉庫次（1926），仮設建築物撤去延期問題，都市問題第3巻第6号，1926年12月，（財）東京市政調査会，p. 23.
- (3) 東京市役所・万朝報社共編（1924），十一時五十八分，p. 25.
- (4) 東京市役所（1926a），東京震災録 前輯，第1篇応急措置第2章各紀，政府の活動（機関），p. 1.
- (5) 1923年9月2日勅令第397号『臨時震災救護事務局官制』，東京市役所（1926），前掲書，p. 2. なお，同事務局は同年11月29日に内務省社会局中心の組織に改組され，さらに翌年3月31日に内務省社会局に統合，廃止となった。同書，pp. 3-5.
- (6) 1923年9月3日勅令第400号『関東戒厳司令部条例』，東京市役所（1926），前掲書，p. 9.
- (7) 東京市役所庶務課編（1925），東京大正震災誌，p. 82.
- (8) 東京市役所（1926a），東京震災録 前輯，第1篇応急措置第2章各紀，政府の活動（内務省），p. 1.
- (9) 大日本震災調査会編（1923），大震災史，pp. 334-335.
- (10) 東京市役所（1926a），東京震災録 前輯，第1篇応急措置第2章各紀，政府の活動（内務省），p. 12.
- (11) 本郷区役所（1937），本郷区史，pp. 1318-1320. なお，この引用箇所にある「不良性」とは「粗悪な仮小屋」の不衛生さが疫病をもたらしたり，「付近の住民」ではない人間が住み着いて土地に関する法的関係を混乱させる懸念を示していると推察される。
- (12) 東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第1篇応急措置第5章東京市の活動，p. 494.
- (13) 警視庁は警視庁が建築していたバラックに罹災者を収容する方針として，「（イ）先づ主として露店仮小屋に居住する者にして整理の必要のあるものに立退きを命じ之を収容し右露店仮小屋は直ちに之を除却すること。（ロ）次に官公衙に収容の者にして事務執行上至急整理の要ありと認むるものに立退きを命じ之を収容すること。（ハ）一般申込に依る収容は之を為さざること。（ニ）収容の具体的方法は市，区役所にて之を定め所轄署長と協議し協同して実行に当ること。」と定めた（東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第一篇応急措置第四章警視庁の活動，p. 217.）。また，東京市は「……路傍に在るものを第一とし次に（当該）区の罹災者を収容し，尚余裕のあるときは其他に及ぶ」とした（1923年10月21日当時，本郷区役所編（1937），前掲書，p. 1322.）。
- (14) 東京市役所庶務課編（1925）前掲書，p. 130.
- (15) 「……九月四日に至り収容バラックの建設の必要を認め臨時震災救護事務局と交渉の結果同局は日比谷，上野，九段の各罹災者収容バラック及帝大構内伝染病院其他傷病者収容所二ヶ所診療所三ヶ所寄附組立バラック四十五棟の建設を委任せられしを以て直ちに工事に着手……（後略）」した点（東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第1篇応急措置第4章警視庁の活動，p. 214.）および「……九月七日救護事務局会報（引用，ママ）バラック建設地を芝離宮 芝公園 明治神宮外苑 日比谷公園 新宿御苑 植物園（引用註，いわゆる小石川植物園） 上野公園 浅草公園 緑町公園（引用註，当時は用地のみ取得済み，開園前） 深川猿江 深川公園 安田邸（引用註，震災の2か月半前に安田家から東京市に寄贈済み，震災で倒壊焼失。安田邸の寄附年月日は東京市役所（1932），東京市公園概況，p. 13. より）に協定して建設する事……（後略）」とした点（東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第1篇応急措置第4章警視庁の活動，p. 485.）を参照。
- (16) 東京市役所（1926a），東京震災録 前輯，第1篇応急措置第2章各紀，政府の活動（内務省），pp. 33-34.
- (17) 小石川区役所編（1935），小石川区史，小石川区役所，p. 970.
- (18) 東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第1篇応急措置第5章東京市の活動，p. 487.
- (19) 東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第1篇応急措置第5章東京市の活動，p. 486.

- (20) 「社会事業団体および個人が建設・経営したバラック」，すなわち「社会事業団体および個人が建設し，公署に寄附していない」バラックが，東京市営バラックに含まれるのか否かという点は本稿執筆時点で不明確である．この点は，後述する三井家によって建設されたバラックのうち，どれが公設バラックで，どれが私設バラックなのかという定義区分に関わるが，今後の課題として指摘するに止める．
- (21) 東京市役所（1926a），東京震災録 前輯，第1篇応急措置第2章各紀，政府の活動（内務省），p. 34.
- (22) 真野洋介（2000），関東大震災復興期における財団法人同潤会を中心とした住環境整備プロセスに関する研究，早稲田大学学位論文，p. 83.
- (23) 大根畑とは霊雲寺も立地している湯島新花町内の小字のひとつである（本郷区役所（1937），前掲書，p. 1159.），岩崎家によるバラックが霊雲寺のほか「御霊社」にも建設されたとする記述（同書，p. 1303. 東京震災録別輯からの転載）もあるが，この「御霊社」こそが「字大根畑」の指す場所と推察される．なお，これらのバラックは本郷区役所に寄付されたもの（同書，p. 1355.）であったため，その収容は岩崎家に最後まで残留していた299名に限定されておらず，10月8日には532名（霊雲寺境内のバラックが184名，御霊社境内のバラックが348名）が，11月1日には132名（霊雲寺境内のバラック）がそれぞれ収容（同書，p. 1302.）された．
- (24) 東京市役所（1927），前掲書，第3章東京市民の活動，pp. 807-808.
- (25) 大木伯爵は葺手町24番地に居住．大橋新太郎編（1894），訂正増補 華族名鑑，博文館，p. 32.
- (26) 都新聞，1924年9月1日．
- (27) 東京市役所（1927），前掲書，侯爵浅野長勲（p. 820.），伯爵阿部正直（p. 822.），男爵阪谷芳郎（p. 824.），公爵島津忠重（p. 826.）に関する記述．
- (28) 同上，p. 814.
- (29) 同上．
- (30) 宮武外骨編（1923），震災画報 第1冊，半狂堂，p. 8.
- (31) 東京朝日新聞 1923年12月4日，『芸妓の手前も恥かしい 醜い焼跡を投げツ放しの富豪連 栄華の街も夢に 荒涼たる番町辺 ◇市内めぐり（九）』 なお，本記事は三井文庫所蔵の新聞スクラップブックに貼付けられていたものである．富豪も，庶民の視線を強く意識していたのであろう．
- (32) 委員の所属については独自に調査を行ったが，補助員については同資料に記載されている．
- (33) 東京市役所（1927），前掲書，第三章東京市民の活動，p. 819.
- (34) 石田繁之介（1993），三井の集会所——有楽町から札幌まで——，日刊建設通信新聞社，p. 120.
- (35) 大日本震災調査会編（1923），振天動地 大震災史，帝国講学会，p. 336. ただし、『三井救済団』という表現である．
- (36) 中央新聞 1924年10月1日，『震災救護の魁 三井の美学，九月の末にはバラックに八千人の罹災者収容——恐しき日の回顧——』．ただし、『臨時救済事務所』という表現である．
- (37) 東京市役所（1927），前掲書，第三章東京市民の活動，p. 790. 同書の記述は『大震災ト三井家ノ救済事業』の記述と表現が全く一致する箇所が多数みられ，『大震災ト三井家ノ救済事業』が下書きとなったことが窺える．
- (38) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (39) 同上．
- (40) 東京市役所（1927），前掲書，第三章東京市民の活動，p. 792.
- (41) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (42) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (43) 委員の所属については独自に調査を行ったが，補助員については同資料に記載されている．
- (44) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660. なお，東京都公文書館編（2005），都史資料集成第6巻，関東大震災と救護活動，東京都政策報道室都民の声部情報公開課，別冊附録，非常災害情報・乙号 バラックニ関スル調査（第43号），其の19，『麻布今井町

- 三井邸罹災者収容バラック全図』, p. 164 をみると、東京市当局が今井町、三河台町、氷川町、福吉町の各バラックを「今井町邸バラック」として一括して扱っていたことが判るし、久邇宮良子女王殿下が4箇所をひとまとめに慰問されたこと（中外商業新報 1923 年 11 月 3 日付『常のお召しでバラック御慰問 御案内の三井男に有難い御尋の良子殿下』）からも4バラックの一体性があるため、本稿でも一体的に取り扱うこととした。
- (45) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659
- (46) 東京都公文書館編 (2005), 都史資料集成第 6 巻, 関東大震災と救護活動, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 別冊附録, 非常災害情報・乙号 バラックニ関スル調査 (第 43 号), 其の 19, 『麻布今井町三井邸罹災者収容バラック全図』, p. 164.
- (47) 地図資料編纂会編 (1989), 地籍台帳・地籍地図 [東京], 第 2 巻 (台帳篇 2) および第 5 巻 (地図篇 1).
- (48) 東京市役所 (1926b), 東京震災録 中輯, 第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動, p. 489.
- (49) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調, 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (50) 東京市麻布区役所編 (1941), 麻布区史, p. 434. なお、これら今井町邸バラックの竣工日は『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660 によれば 9 月 16 日である。
- (51) 人数は大体一致するが、邸内の屋内避難者がそのままバラックに収容されたのか否かは不明である。
- (52) 東京市麻布区役所編 (1941), 麻布区史, p. 434.
- (53) 東京市赤坂区役所編 (1941), 赤坂区史, p. 1235.
- (54) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調, 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (55) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (56) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660 という綴りには、三井諸会社から臨時震災救護事務局へと寄附されたバラックについては「三井集会所構内バラック」を除き、いずれも、「竣工引渡書」と「仮住宅（あるいは託児所）寄附願」とが揃いで残されている。
- (57) 東京市役所 (1927), 前掲書, 第三章東京市民の活動, p. 187.
- (58) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659
- (59) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調, 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (60) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調, 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (61) 石田繁之介 (1993), 三井の集会所——有楽町から札幌まで——, 日刊建設通信新聞社, pp. 1-2.
- (62) 石田繁之介 (1993), 三井の集会所——有楽町から札幌まで——, 日刊建設通信新聞社, p. 76.
- (63) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659. 本バラックは臨時震災救護事務局へと寄附されたが、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660 に「竣工引渡書」および「仮住宅寄附願」が残されていない。
- (64) 石田繁之介 (1993), 三井の集会所——有楽町から札幌まで——, 日刊建設通信新聞社, p. 77. なお、同書 p. 80 によれば、倒壊した日本館の建築面積は 123 坪 7 合 4 勺であり、三井集会所内バラック 4 棟の合計 138.54 坪に大体一致する。
- (65) 『三井合名移転』国民新聞 1923 年 10 月 24 日
- (66) 読売新聞 1923 年 11 月 6 日, 『三井合名移転』
- (67) 国民新聞 1923 年 11 月 16 日, 『三井事務所移転』
- (68) 東京朝日新聞 1923 年 11 月 17 日, 『三井合名移転』

- (69) 嘆願書、『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (70) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件（1923 年 11 月 22 日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (71) 竣工引渡書（1923 年 11 月 23 日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (72) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (73) 日比谷公園に建設されたバラックの坪数は，内務省直営分および警視庁委任分については東京市役所（1926a），東京震災録前輯，第 1 篇応急措置第 2 章各紀，政府の活動，p. 31，東京市直営バラックについては東京市役所（1926b），東京震災録中輯，第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動，p. 486.
- (74) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (75) 『震災罹災者救護用借住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (76) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件（1923 年 11 月 22 日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (77) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (78) 東京市役所（1927），東京震災録 別輯，第三章東京市民の活動，pp. 790-794.
- (79) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (80) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件（1923 年 11 月 22 日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (81) 芝公園，増上寺および芝離宮に建設されたバラックの坪数は，内務省直営分および東京府委任分については東京市役所（1926a），東京震災録前輯，第 1 篇応急措置第 2 章各紀，政府の活動，p. 31，東京市直営バラックについては東京市役所（1926b），東京震災録中輯，第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動，p. 486.
- (82) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (83) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件（1923 年 11 月 22 日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (84) 東京市下谷区役所編（1937），下谷区史附録大正震災誌，p. 60.
- (85) 土地は本願寺，本願寺子院の土地は子院または本願寺の所有．地図資料編纂会編（1989），地籍台帳・地籍地図 [東京]，第 3 巻（台帳篇 3）および第 6 巻（地図篇 2）.
- (86) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (87) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件（1923 年 11 月 22 日付）および仮住宅寄附願，『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660 なお，竣工引渡書の時点では住棟が 13 棟，202 戸.
- (88) 小笠原義雄（1939），浅草本願寺史，浅草本願寺 p. 280.
- (89) 東京市役所（1926b），東京震災録中輯，第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動，p. 487. では 553 坪とされている.
- (90) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (91) 東京市役所（1926b），東京震災録中輯，第 1 篇応急措置，第 2 章各紀，政府の活動（鉄道省）
- (92) 内務省社会局編纂（1926），大正震災志（上），岩波書店
- (93) 鉄道省（1927），『国有鉄道震災誌』
- (94) 東京市城東区役所編（1942），城東区史稿，東京市城東区役所，
- (95) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 659
- (96) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件（1923 年 11 月 22 日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特 660
- (97) 建設場所が寄附願に明記されていない.

- (98) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659
- (99) 寄附願および竣工引渡書, 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (100) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件 (1923 年 11 月 22 日付), 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (101) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (102) 東京市役所 (1926b), 東京震災録中輯, 第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動, p. 486.
- (103) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (104) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659
- (105) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出ノ件 (1923 年 11 月 13 日付), 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (106) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (107) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (108) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (109) 東京市役所 (1926b), 東京震災録中輯, 第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動, p. 486. には記載がない.
- (110) 当時の室町 (上二番町) 家の家扶は上野平一郎 (1924 年 10 月調, 『三井家同族会事務局職員録』, 三井文庫所蔵, 整理番号一 Ao12-2-4.).
- (111) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659
- (112) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (113) 当時の室町 (上二番町) 家の家扶は上野平一郎 (1924 年 10 月調, 『三井家同族会事務局職員録』, 三井文庫所蔵, 整理番号一 Ao12-2-4.).
- (114) 風俗画報増刊第 191 号 新撰東京名所図絵 麹町区第十九編下巻の二 1899 年 6 月 25 日 東陽堂 p. 6.
- (115) 風俗画報増刊第 191 号 新撰東京名所図絵 麹町区第十九編下巻の二 1899 年 6 月 25 日 東陽堂 p. 7.
- (116) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659
- (117) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出ノ件 (1923 年 11 月 13 日付), 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (118) 東京市役所 (1926b), 東京震災録中輯, 第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動, p. 486.
- (119) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (120) 当時の室町 (上二番町) 家の家扶は上野平一郎 (1924 年 10 月調, 『三井家同族会事務局職員録』, 三井文庫所蔵, 整理番号一 Ao12-2-4.).
- (121) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (122) 1914 年当時, 合名会社不動産課長であったのは「新任早々」の三井救済事業委員会建築部委員の矢野亮一である. 石田繁之介 (1993), 三井の集会所——有楽町から札幌まで——, 日刊建設通信新聞, p. 66.
- (123) 三井救済事業委員会には「鎌田」姓の人物はいない.
- (124) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (125) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (126) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659. なお, 上二番町の三井家 (男爵, 三井高精) は 1924 年 2 月現在で麹町区平川町 5 丁目に転居済みである (1924 年 10 月調, 『三井家同族会事務局職員録』, 三井文庫所蔵, 整理番号一 Ao12-2-4.).
- (127) 1924 年 10 月調, 『三井家同族会事務局職員録』, 三井文庫所蔵, 整理番号一 Ao12-2-4.
- (128) 仮住宅寄付願, 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (129) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659

- (130) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出ノ件（1923年11月13日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (131) 東京市役所（1926b），東京震災録中輯，第1篇応急措置第5章東京市の活動，p.486.
- (132) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (133) 1924年10月調，『三井家同族会事務局職員録』，三井文庫所蔵，整理番号一Ao12-2-4.
- (134) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特659
- (135) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出ノ件（1923年11月13日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (136) 東京市役所（1926b），東京震災録中輯，第1篇応急措置第5章東京市の活動，p.486.
- (137) 風俗画報増刊第193号 新撰東京名所図絵神田区之部上巻 1899年7月25日 東陽堂，挿絵
- (138) 風俗画報増刊第193号 新撰東京名所図絵神田区之部上巻 1899年7月25日 東陽堂，pp.18-19.
- (139) 小林忠太郎編（1926），三井銀行五十年史，株式会社三井銀行，p.75.
- (140) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (141) 増尾信之編（1943），三井読本，亜細亜書房，p.497.
- (142) 当時，麴町区富士見町在住の三井家としては，南家（当主，男爵，三井寿太郎）のほか，五丁目家（当主，三井高昶）があったが，ここでは震災時点で来た神保町に居を構えていた南家を指す．
- (143) 記録では，当時の南家の家扶は「和田悦太郎」とされている（1924年10月調，『三井家同族会事務局職員録』，三井文庫所蔵，整理番号一Ao12-2-4.）.
- (144) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (145) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特659
- (146) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (147) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特659
- (148) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出ノ件（1923年11月13日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (149) 東京市本所区（1931），本所区史，東京市本所区，p.169.
- (150) 東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第1篇応急措置第5章東京市の活動，p.487.
- (151) 東京市本所区（1931），本所区史，東京市本所区，p.606.
- (152) 地図資料編纂会編（1989），地籍台帳・地籍地図〔東京〕第6巻，p.382.
- (153) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特659
- (154) 震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出ノ件（1923年11月13日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (155) 東京市本所区（1931），本所区史，東京市本所区，p.177.
- (156) 東京市役所（1926b），東京震災録 中輯，第1篇応急措置第5章東京市の活動，p.487.
- (157) 東京市本所区（1931），本所区史，東京市本所区，p.606.
- (158) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (159) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (160) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特659
- (161) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660
- (162) 東京市役所（1930），東京市営住宅要覧，p.6.
- (163) 東京市役所（1930），東京市営住宅要覧，p.10，「市営住宅建設一覧表（第二表）」.
- (164) 東京市役所（1930），東京市営住宅要覧，p.7.
- (165) 『大震災ト三井家ノ救済事業』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特659
- (166) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件（1923年11月22日付），『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』，財団法人三井文庫所蔵，整理番号一特660

- (167) 東京市役所 (1926b), 東京震災録 中輯, 第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動, p. 487.
- (168) 本郷区役所編 (1937), 本郷区史, 本郷区役所, pp. 1302-1303.
- (169) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (170) 「陸軍大臣・海軍大臣覚書 明治三十六年二月二十一日」, 靖国神社編 (1983), 靖国神社百年史 資料篇上, p. 609.
- (171) 靖国神社編 (1983), 靖国神社百年史 資料篇 上, p. 133.
- (172) 東京市役所 (1926b), 東京震災録 中輯, 第 1 篇応急措置第 5 章東京市の活動, p. 482.
- (173) 靖国神社編 (1983), 靖国神社百年史 資料篇 上, pp. 133-134.
- (174) 『大震災ト三井家ノ救済事業』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 659
- (175) 震災罹災者救護用仮住宅外寄附願提出ノ件 (1923 年 11 月 22 日付), 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (176) 靖国神社編 (1983), 靖国神社百年史 資料篇 上, p. 134.
- (177) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (178) 日露戦役記念給水塔. 日露戦争当時の東清鉄道沙河駅の構内にあった給水塔で, 高さが 65 尺あり, 戦闘中に砲兵その他の観測所として機能したことを記念して 1906 年に移築されたものである. 靖国神社編 (1983), 靖国神社百年史 資料篇 中, p. 469.
- (179) 靖国神社編 (1983), 靖国神社百年史 資料篇 上, p. 637.
- (180) 靖国神社編 (1983), 靖国神社百年史 資料篇 上, p. 137.
- (181) 東京市役所 (1927), 前掲書, 第三章東京市民の活動, p. 792.
- (182) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』, 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660
- (183) 同上
- (184) 区画整理事業では土地の所有権者, 借地権者が権利関係者として関与することが認められていたが, 借家人についてはその先借権, すなわち借家が存在していた土地 (換地) の上に区画整理後に新築される借家に優先的に居住する権利が認められたに過ぎず, 借家が建設されない場合にはその土地に居住する権利を喪失することとなった.
- (185) 内務省告示第 131 号.
- (186) 東京市役所 (1926b), 東京震災録中輯, p. 494.
- (187) 『震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附願提出済報告書』のうち, 「震災罹災者救護用仮住宅並託児所寄附調」分の「東京府市内合計」および「追而上記ノ外寄附手続差控置候分下記ノ通りニ有之候」分の「計」を合算. 財団法人三井文庫所蔵, 整理番号一特 660.
- (188) 「1 公設バラックの建設・撤去の経緯, 罹災者の二次収容 (公設バラック)」の項参照.

図版出典

- 図 1 大阪毎日新聞社編 (1923), 関東大震災画報第一輯.
- 図 2 刊年, 発行者など不明, 絵葉書 (田中所蔵).
- 図 3 大阪毎日新聞社編 (1923), 関東大震災画報第二輯.
- 図 4 東京朝日新聞, 1923 年 12 月 4 日.
- 図 5 東京都公文書館編 (2005), 都史資料集成第 6 巻, 関東大震災と救護活動.
- 図 6~14 三井文庫所蔵, 三井本館震災被害状況並三井家寄付大震災罹災収容所写真帖.
- 図 15 風俗画報増刊第 191 号 新撰東京名所図絵 麴町区第 19 編下巻の二.
- 図 16~18 三井文庫所蔵, 前掲資料.
- 図 19 風俗画報増刊第 193 号 新撰東京名所図絵 神田区之部上巻.
- 図 20~24 三井文庫所蔵, 前掲資料.